

衆議院

大藏委員會

議錄第八号

平成五年三月二十三日(火曜日)
午後四時五十八分開議

出席委員

委員長 藤井 裕久君

理事 井奥 貞雄君

理事 田中 秀征君

理事 柳本 卓治君

理事 渡辺 嘉藏君

理事 赤城 徳彦君

理事 岩村 卯一郎君

理事 衛藤 征士郎君

理事 大島 理森君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 敬夫君

理事 福田 康夫君

理事 光武 顯君

理事 山下 元利君

理事 渡辺 秀央君

理事 池田 元久君

理事 小野 信一君

理事 沢田 広君

理事 中沢 健次君

理事 早川 勝君

理事 井上 義久君

理事 河上 軍雄君

理事 中井 治君

出席政府委員

内閣総理大臣 宮澤 喜一君

大蔵大臣 林 義郎君

内閣法制局第三部長 野田 哲也君

経済企画庁調整局長 長瀬 要石君

経済企画庁総合計画局長 田中 章介君

経済企画庁調査局長 土志田 征一君

外務大臣官房審議官 津守 滋君

大蔵政務次官 村上 誠一郎君

大蔵大臣官房審議官 永田 俊一君

兼内閣審議官 武藤 敏郎君

大蔵省主計局次長 濱本 英輔君

大蔵省主税局長 米澤 潤一君

大蔵省関税局長 藤井 威君

大蔵省理財局長 小川 是君

大蔵省証券局長 寺村 信行君

大蔵省銀行局長 中平 幸典君

大蔵省国際金融局長 石坂 匡身君

証券取引等監視委員会事務局次長 松川 隆志君

国税庁課税部長 瀬田 公和君

厚生大臣官房総務審議官 坂本 吉弘君

通商産業省機械情報産業局長 三井 康壽君

建設省住宅局長 小川 徳治君

自治大臣官房審議官 佐野 徹治君

兼内閣審議官 兼自治省行政局選挙部長

委員外の出席者

法務省入国管理局警備課長 大久保 慶一君

外務大臣官房外務参事官 上田 秀明君

通商産業省生活産業局文化用品課長 上野 裕君

大蔵委員会調査室長 中川 浩扶君

委員の異動

三月二十三日

辞任

大島 理森君

小林 興起君

中村 正三郎君

福田 康夫君

日笠 勝之君

同日

辞任

赤城 徳彦君

佐藤 敬夫君

増子 輝彦君

山本 拓君

石田 祝穂君

同日

理事日笠勝之君同日委員辞任につき、その補欠として日笠勝之君が理事に当選した。

三月十五日

協同組織金融機関の優先出資に関する法律案

(内閣提出第六六号)

同月二十三日

大型減税の早期実施に関する請願(伊藤英成君紹介)(第七六四号)

同(阿部昭吾君紹介)(第七六五号)

同(新盛雄君紹介)(第七六六号)

共済年金の改善に関する請願(大野功統君紹介)(第七六七号)

同(塚原俊平君紹介)(第七七八号)

同(葉梨信行君紹介)(第八三一号)

同外一件(甘利明君紹介)(第八二二号)

同(岡島正之君紹介)(第八六三三号)
同外一件(古賀一成君紹介)(第八六四四号)
同(中村正三郎君紹介)(第八六五五号)
同外二件(栗屋敏信君紹介)(第八六七七号)
同(小澤潔君紹介)(第八七八号)
同(倉成正君紹介)(第八七九号)
同(高橋一郎君紹介)(第八八〇号)
同外三件(村井仁君紹介)(第八八一号)
同(亀井善之君紹介)(第八八四号)
同(戸塚進也君紹介)(第八八五五号)
同(虎島和夫君紹介)(第八八六六号)
同(野呂昭彦君紹介)(第八八七七号)
同(中山正暉君紹介)(第八八八五号)
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願外四件(秋葉忠利君紹介)(第八八〇三三号)
同外四件(沖田正人君紹介)(第八八〇四四号)
同(高沢寅男君紹介)(第八八〇五五号)
同(土井たか子君紹介)(第八八〇六六号)
同(井上一成君紹介)(第八八四六六号)
同(上田哲君紹介)(第八八四七七号)
同(渡部行雄君紹介)(第八八四八八号)
同外四件(常松裕志君紹介)(第八八八九八号)
同(菅直人君紹介)(第八九四六六号)
同(渡部行雄君紹介)(第八九四七七号)
大幅な減税等に関する請願(貝沼次郎君紹介)(第八八九九号)

同日笠勝之君紹介(第八三〇号)
五兆円規模の減税に関する請願(中村正男君紹介)(第八六一号)
同(中村正男君紹介)(第八九九号)
景気回復・国民本位の税制確立に関する請願(不破哲三君紹介)(第八八二二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

での段階にはなっていないようでございます。これは、その内容及びその時期につきましてともに検討中であるということでございますけれども、協議関係で御協議が始まりますと、それを反映しつつ、各党の御意向も伺いながら、どういうふうにするかということをお互に自由民主党としても考えることになるかと存じますが、その段階で恐らく私が相談を受けることになるのであらうと考えております。

○伊藤(茂)委員 中身の考え方を伺いたいと思います。

昨年の半ばに、宮澤内閣といたしまして、中期経済計画、「生活大五か年計画」を発表なさいました。私は、ここに掲げられた諸目標というものは、これからの社会にとって、あるいは世界と日本にとって、ほとんど適切な、我々も合意できる目標が掲げられていると思いますし、また、振り返りますと、七、八年前になりましたが、前川レポート以来何かそういう考え方が一貫してずっと来ている、それで宮崎崎さんなど苦労しておつくりになったというふうに向っているわけでありまして、ところが、「生活大五か年計画」、何も紹介いたしません、やはりこの条文にも、「新たな視点」、それから「我が国の基本的課題」というようなタイトルで、この「生活大五か年計画」の必要性が掲げられております。

ところが、これが出された後、政府の認識の甘さもあつたと思いますが、思った以上に不況が深刻化する、当面さまざまな緊急の手を次々打たなければならぬ。そうすると、当面と、それから中期の構造といいますがマクロといいますが、経済構造を変えなければならぬ。その構造、中期の方が影が薄くなつてしまつて、当面のことが次から次へと議論の中心になる。この当面とそれからこの目標と、こういうものがつながつていなかったら、先ほど景気の、不況の性格論のこととちよつと総理お触れになりましたが、複合不況とかいろいろ言われている。今までは違つた構造のもとでは、今までと同じメニューというか処方

せんを何は切つても効き目が出てこない、何か新しい工夫をしなければならぬ。

私はやはり、こういう中期の経済目標と当面と、これがつながつていなければならぬと思うわけでございましてけれども、経過を見ますと、何か当面、当面で追われてしまつていっているのが、現在もそうではないかという気持ちがありますが、どうお考えになりますか。

○宮澤内閣総理大臣 それはまことにごもっともな御指摘でございますし、私も大切に考えておる点でございます。

私の気持ちを言わせていただきますと、「生活大五か年計画」というものは、消費者の側あるいは国民の側から見ました幾つかの政策目標を掲げているわけでございまして、不況打開策として政府がやっておりますものは、中央地方の公共投資であり住宅対策であり中小企業に対する対策でございましてけれども、この生活大五か年計画でございまして生活関連のインフラストラクチャーの不足というものは、今回の公共事業、中央の事業、地方の単独事業、みんなそういうものを主たる対象として行われようとしております。

つまり、この不況を契機にして「五か年計画」というものの実効を上げていきたいと考えておるわけでございまして、公共事業ばかりでなく住宅につきましても「五か年計画」では、ある段階で勤労者の五か年分の給与で質の高い住宅の取得ができるようにという目標を掲げておりますけれども、そういうような住宅建設につきましても、今回いろいろな面から融資を含めまして施策を進めております。

また、中小企業について申しますならば、「五か年計画」では労働時間の短縮ということをおししておりますが、それとの対応で、いわゆる省力あるいは合理化等々のための中小企業への融資あるいは税制の特典償却等々の措置を講じております。また、生活大五か年計画で、いわゆるお年寄りが生きがいのある生活をしてもらうようにということで、デイサービス等々の施策をかなり具体的に述べて

おりますけれども、それも今回の不況対策の中で、いわゆるゴールドプランを中心に施設並びに人材の育成、看護婦等々、ホームヘルパー等々でございましてけれども、それらを図ることを政策の一つの項目といたしております。

したがしまして、せつかく「五か年計画」を掲げながら、不況、不況ということではそれが違う方向へ行つてしまつたということではあつてはならないこととございまして、むしろこれを契機にして「五か年計画」をさらに進めていく、こういう心構えでやっておりますつもりでございます。

○伊藤(茂)委員 広く尊敬される方でございまして、大来佐武郎さん、私もまた前にお会いをいたしました、こう言われました。世界のさまざまな会議、特に経済関係の会議にたくさん出席をいたしまして、そこで一言言われることは、日本について、ジャパン・エコノミック・スーパーパー・ウィズアウト・パーパス、あなた方は大きな債権国であり大きな経済国である、ウィズアウト・パーパス、何があた目標なんですかという質問をよく受けますというんですね。与党・政府の責任もありませんけれども、伊藤さん、社会党はニューパーパスをつくる大きな努力をしてくださいますか、ということをお聞かせ願ひたいと思つて、記憶に残つてございます。

総理はお気持ちはおっしゃいました。しかし私は、そういうことならば、公共事業の性格とか、今でもみんな分け前は厳しく決まつて、前に、臨調時代、瀬島さんなどに伺つたことがありますが、分配、公共事業の分け前はとも変えられない、さまざまな利権に結びついているとも言われているんですね。

公共事業の性格にしても、それから分権という問題もありますね、それから今ある公共事業というものは十本ぐらいのいろいろな中期の計画ですね、道路、公園その他ですね。私は、そういうものの全体について新しい目標を生活大五か年の線に沿つて立てる、そういう大きな枠組みがやはり経済政策、あるいは大々くは財政戦略と申しま

しょうか、そういうものを発想し、立てなければならぬ時期ではないだろうかというふうに思つてございまして、いかがですか。

○宮澤内閣総理大臣 公共事業のいわゆるシェアの問題につきまして、例えば下水道であるとか公園であるとか、そのような生活関連の、生活に密着した施策につきまして、なかなか従来のシェアを動かさない、なかなか思つたほどのシェアの変更が見られないとおっしゃいますことは、実は私も以前からいろいろ悩んでいるところでございまして、事務当局の説明を聞いておりますと、毎年毎年の伸び率というものは確かに変わつておる。ただ、そういうところの方を大きく伸ばして、従来のいろいろなものと違うものがございまして、なかなかそれが思うように動いていかないという嫌ひはございまして。

ただ、この平成五年度でもそうでございますけれども、そういうこともありまして、新しいいわゆる生活関連の枠を設けますとか、あるいはまた、学術、文教等につきましてはまた特別の施策を講ずるとか、ともかく、シーリングというものの自身は、それ自身はその効用を持っておりますからこれをやめるといふことはございませぬけれども、やはり長年のシーリングの続行から生まれるそれなりのデメリットというものも直していかなければならぬということ、一生懸命、公共の投資の中身を生活関連なり、あるいは学術なり、あるいは教育なり、あるいは福祉なりという方に何とかその重点を少しずつ移していこうという努力をいたしておりますし、また、先ほどお尋ねのありました、これからの協議会に臨む自民党の検討の中でも、社会資本というものの検討についてはないかという有力な意見もございまして、今おっしゃいましたようなことは、何とかしてそういう方向を達成していきたいというふうに考えております。

○伊藤(茂)委員 総理、今の問題は、私は、どうし

てもやはり新しい経済戦略、財政戦略と申しま
しょうか、それが求められている大事なときだ
と思いますし、こういう短い議論でもあれです
できれば、社会党もシャドーキャビネットがござ
いますから、いろいろなところで、積極的な、我々
も具体的な提案を提起をして、議会だけではな
く、やはり与野党議員間で大いに議論するとい
うような努力をぜひしていきたいものだといふ
に思っております。

それから、本題、本委員会の焦点になりました
問題について伺いたいのですが、土地税制の問題
でございます。

実はこの土地問題は、土地基本法以来、私も
も、与野党とも非常に精力的にやった分野でござ
います。実は土地基本法、最初に提案いたしました
のは、四野党政審会長連名で議院に提案をいた
しまして、当時竹下内閣のときでございましたが、
総理がそれをお読みになって、これは非常にいい
提案だから国土庁長官に研究させますので、政府
も提案をしたいと思っておりますのでぜひアドバ
イスしてくださいというお話がございました。私
どもも、何か反対をする野党から時代にとつて必
要な、あるいは政府がまだ遅い、やれないとい
うものを先に提案をするというふうな野党になら
うではないかという、四野党間で随分議論をいた
しまして、一つの試みとしてやったわけでありま
して、その当時は、これは国民的にもそうですが、
与野党も政府も、とにかく土地神話を壊さなけ
ればならない、もうこれから先、もう一度あれは
絶対あつてはならないというやはり一つのお互い
の気持ちがあつて、土地基本法、それからそれに
基づくさまざまな法制化というものが進んできた
と思ひます。私は、そういうことを振り返り、現
在からこれからの社会を考えますと、ああいうこ
とで決めた土地税制の基本を軽々に動かしはな
らないということではないかと思ひます。

確かに、地価税、議論すれば、土地の構造とか納
税者とか、いろいろな問題がありますからそれは
また別途ですが、何か大変だからもうやめてくれ

ぬかとか、それから軽くしてくれぬかとか、い
ろんな議論も実は出ておるようでありました。私は、
やはり中長期に我々の国を、とにかく日本のこの
小さな国土全体の値段があればアメリカが幾つも
買えるとかというふうなことがよく言われる。こ
んな状態を変えなければならぬというふうな思
ひます。中心になる、例えば地価税という問題に
ついて、さきさきの与党内部の御議論、それか
ら財界の一部の提案その他あつたことは承知をい
たしてありますが、やはりこういうものはきちん
と堅持をするというのが社会の将来のために大事
なことではないか。地価税制の堅持ということ
ですね。いかがでしょう。

(委員長退席、石原伸一委員長代理着席)

○宮澤内閣総理大臣 いわゆる土地の高騰、それ
に続きますバブルというものを我々今経験してお
るわけですが、このことは我々の経済のあり
るべき姿を非常にゆがめたばかりでなく、やはり
国民の生活感情といふものが、むしろもつと国民
全体のいわば物の考え方にも非常によくない影響を
与えているというふうには思っております。で
ございますから、こういうことが二度とあつては
いけない。経済としても困りますが、もつとも
と大きな意味で、国民全体にとつてこれは不幸な
ことであつたという感じがいたしております。

もつと卑近なことでも申し上げますが、先ほど申し
ましたように、私も「生活大図五か年計画」で、
良質な住宅をサラリーマンの五年ぐらいの給与で
手の届くところにしたいというのを考えており
ますけれども、これ自身のために地価が高騰す
るというところはもう絶対に避けなければならぬ
ことだと思っております。いわゆる土地神話とい
うものは二度と起こってははいけませんし、またそ
のために地価税制度というものは何となくこれは堅
持をすべきものであるし、また、先般の土地税制
改革についてはこれを着実に実施をしていくべき
ものというふうには考えております。

○伊藤(茂)委員 もう一つ、買いかえ特例の問題

が当委員会でも賛否含めましていろいろな議論に
なりました。

今、土地住宅その他が動いていない。それから
業界も厳しい状態になるとなりまして、賛成、反
対、いろいろな御意見も出てくるわけでありま
すが、私は、先ほど申し上げましたような気持ちか
ら、将来のために、あるいは安定した社会のた
めに、とにかく甘い気持ちは持たない、抑える、そ
れがやはり将来の安定した社会のためのものでは
ある。また、景気とともに地価がまた上昇になつた
りするようないふことがないようにならなければなら
ぬ、厳しさを持たなければならぬというのが何か
基本的に私どもの姿勢であるべきではないかとい
うふうに思ひます。

今回も政府税調とは違った内容の御提案を政府
はなさいました。御案内のとおりですね。政府税
調の答申とは違ひます。私は、政府税調が答申し
た方が筋だといふふうに思ひますが、二年とい
うことでさまざまな条件を付して出されてお
ります。二年という期限立法ですから、法律ど
うに二年たつたらおやめになるということだと思
ひます。当然のことだと思ひますが、いかがでしょう。

○宮澤内閣総理大臣 居住用財産の買いかえにつ
きまして、確かに政府税調と異なつた御提案をい
たすことになりましたが、これは一般の勤労者を
初めとする国民がより高い居住水準を求めるとい
う、そのために一定の措置を講ずることといは
れましたが、その際には、土地政策との整合性を図
る観点にも十分に配慮をいたしたつもりでござ
います。そのためのいろいろの厳しい適用条件を設
けたところとございまして、この措置によつて地
価の下落を食い止めたといふような、下げどめ
と云ふようなことは起こしてはならないと考
えております。

このたび提案をいたしますにつきましては、以
前の買いかえ特例が昭和六十三年に廃止されるに
至りましたその経緯等も考えまして、今回は適用
条件につきましては慎重な検討を行いました。高額
物件の譲渡あるいは投機的な譲渡、不適正な価格

の資産の購入等を排除するような工夫をいたして
おります。この運用につきましては今後とも十分
注意をいたしまして、これによつてまた土地の価
格が上昇することとはもとより、下げどめとな
うようなことに奉仕をすることがあつてはならぬ
と思ひますので、土地政策との整合性を損ない
ませんように十分留意をいたしていきたいと思
ひます。

それで、二年ということ御提案をしておるわ
けでございしますが、これはある意味で、日
限を設けて、その間にこういう動きがあれば
それを促進するという役割も果たすかと思つてお
ります。今のようないふ構えで十分注意をして適用
をし、施策を進めてまいりまして、二年後にどう
いう状況になりますか、またしかるべき検討をし
なければならぬ、申すまでもないこととござ
います。

○伊藤(茂)委員 簡単に言いますと、二年たつた
らその効果が上がつたか、あるいは地
価高騰などと結びついたかどうか、それらを正確
に判定をして、廃止をも含めて検討するといふよ
うな意味になりますか。

○宮澤内閣総理大臣 さように考えております。
○伊藤(茂)委員 この問題は残念ながらまだ意見
の開きがございしますが、もう一つ別のことを伺
いたいと思ひます。

今総理がおっしゃいましたが、与野党協議が行
われるわけがございまして、さまざまなテーマが
ございしますが、その中の大きなテーマは所得税減
税をめぐる議論でございまして、

総理にまずお願いしておきたいのですが、私も
政策を我が党で担当いたしました。当時の政調会長伊東
正義さん、バート減税千五百億円、千三百億円
でした。それから不公平税制をめぐり現渡副総
理とのこととか、それから消費税もございまして、
これは不幸な結論でしたが、実は何温かやつたわ
けであります。

私は一番懐かしう思ひ起すのは、伊東正義さ

平な負担かです。私どもは消費税の飲食料品の、政府もおっしゃった公約の問題などまだ主張いたしてゐるわけでありまして、いずれにしても全体像を国民の皆さんの前でまじめに議論するといふときが必要なのではないでしょうか。

要するに、この間の経過を見ても、与党の税調会長も、減税と消費税はセット論であるとか何がどうとか新聞にはいろいろなことが書いてございまして、それから、財界からも消費税を一五％にすればいいなんという提言があったりいたしてありますが、何かそういう短絡的な発想からの短絡的な発言はやめましょう。やはり全体像、次の社会と次の公正、公平な負担というものを政府税調だけではなくて、建設的なプランをお互いに出し合つて議論する、単年度だけではなくて、そういうことが必要な時期ではないだろうかといふふうに思いますが、いかがですか。

○宮澤内閣総理大臣 その点は同感を禁じ得ません。先ほども申しましたように、社会が高齢化をしていくという中で、国民負担をどうすべきか、あるいは年金をどうすべきかといったようなことは、税制そのものが、やはりよく言われますように所得と消費と資産とのよくバランスをした公平かつ公正なものでなければならぬ、そういう長期的な見地から各党において御議論をいただき、御協議をいただくことは、殊にただいまのこういう高齢化社会に入ろうとする我が国にとりまして大切なことであらうと思ひます。

○伊藤委員長 時間が少なくなりましたので、ひとつ今後のことについて伺いたいと思ひます。訪米の御日程も詰めておられるようでございまして、それから、我が国が議長国、総理が議長を務めになる東京サミットもございまして、幾つか懸案があると思ひますが、大きな問題で二つだけ伺いたいのです。

一つは、対ロシア支援の問題、何か大混乱して、日本の政治も大変だが、向こうの方がまだ大変だなと毎日見ているわけでありましてけれども、やはり総理も、改革路線と申しましようかそういう方

向に進んでもらいたいというふうな御意思は今までも述べられてきたようでありまして、そしてまた緊急サミットを開こうということも何か余り賛成でないというところで、来月中旬ですか外務大臣、大蔵大臣レベルの相談をしよう、そこには何らかの提案を議長国日本としてもしなければならぬといふふうな動きになってゐるようでありまして、お伺いしたいのは、世界の論理とそれから日中間、領土問題を含めた論理と、これはギャップがあるわけでありまして、何か世界の論理というものをもうちょっと尊重しながらやらないと、サミットその他も控えて、それだけではなくて、これからの日本としてどうなんだろうかという気持ちがあるわけでありまして、その辺のお考えが一つであります。

それからもう一つは経常収支、貿易収支、たまたま大変な黒字になりました。黒字還流、資金還流の問題が話題になり得るのではないだろうか。この間、中曽根さんが雑誌に書いてゐるのを見ましたら、二、三年間ぐらいで五百億ドル程度の規模で計画を立てる、そういう必要があるのではないか。それから、私ども大蔵委員会でもおなじみだった内海前財務官が発表した最近の論文を読みましたら、何かやはり実際には、民間ではリスクを恐れるという気持ちも非常に強い、ODAは額からいって限られてゐる、過去に六百五十億ドル資金還流計画を策定して、そのときに国際機関への資金の協力、それから輸銀の問題、海外経済協力基金の活用などさまざまな努力をしてやつたことがあるけれども、やはりそういう発想を、私は、そういうものについて外国から指摘をされるからやるというだけではなくて、やはり日本がこれからの世界にイニシアチブを持つてどうするか、例えば環境、エネルギーとかいろいろ問題があると思ひますが、こういう方向で我々は日本の大きな黒字、基本的には内需によつて解消していくといふことなんだけれども、貢献をしていきたいという発想があつていいではないか、その二点です。

それから、もう時間がありませんから済みません、総理にちよつと要望をつけ加えて申し上げたいと思ひます。

日産の座間工場の移転の問題がございまして、説明は省略いたします。自治体、商店街、雇用その他非常に心配な状態にございまして。総理、お願いしておきたいのは、今後の姿勢、取り扱ひの問題なんです。中央官庁さまもございまして、これは通産省、労働省、中小企業庁、大蔵省、自治省その他いろいろございまして、縦割りでなくて、それから県、市、地元がありますね、縦横十文字といふことなんです。総合的にそういう問題を相談したり何かできるような、伺いますと、国の計画にしている事業で前倒しでやつたらうと非常に助かるという事業の問題とか、いろいろな問題があるようにございまして、その辺の、地元を含めた国の横断的な連携、ぜひ、これは大きな問題ですから、企業のリストラで移転その他しつちゅうあることですから、非常に大きな問題でございまして、政府レベルで十分な対応をとつていただけるように追加要望を申し上げまして、お願いですが、先ほどの二点について何つて終わりたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 最初に、対ロシア支援の問題についてお尋ねであつたわけでございまして、今年是我が国がサミットの議長国でございまして、先般、最初のいわゆるシェルバの会合を香港でいたしましたときに、ロシアからフョードロフ副首相を招きまして、ロシアの経済状況等々について、これはなかなかいい会合であつたようでございまして、けれども、事情を聞いたわけでもございまして、各国代表ともロシアの経済、政治状況等々から判断して、やはりG7としてできるだけだけの支援を考えなければならぬといふことについては、基本的な意見の一致がございました。

ただ、問題は、ロシアの経済がかなり悪化しておりますので、従来のように、IMFがスタンドバイクレジットを出して、それを中心に各国が考へていくというわけにはなかなかない

状況でもございまして、リスケジュールの問題もいろいろな事情から今のところ決着してゐないといつたように、幾つか難しい問題がございまして、それらを含めまして各国でやはり何か案を出さなければならぬ、そういう雰囲気でもございまして。

そこで、伊藤委員の言われます、世界全体の流れと領土問題を持つてゐる我が国の立場といふものの調整といふことでございましてけれども、私どもがG7としてロシア支援をするといふのは、やはりロシアが、御指摘のように民主主義に転じてほしい、そして市場経済を志向して、またスターリン時代の外交政策を改めてほしいといつたような、そういう世界全体、またG7のおのおの国にとつてもそれが利益であるといふことから支援をしようといふことでございまして、我が国にとりましても、エリツィン政権が法と正義の問題で領土問題の解決に当たろうといふことは、これは我々としても歓迎するところでございまして、基本的には二つの立場が矛盾するといふことはない。このロシアのこのまでの方向が逆行いたしませんために支援を送ることは我が国自身のロシアとの間の具体的な懸案の解決にも決して悪いことではない、こういう考え方をいたしております。

それで、そういう立場から、まだ確定をいたしておりませんが、G7の蔵相、外相の会議でも、できるだけ早く開きまして、そしてさしずめどうすべきかといふようなことを相談をしてもらつてはどうかといふことをただいま各国に提案をしてゐるというところでございまして。

それから、資金還流の問題は、私自身が非常に強く感じておりまして、これだけの大きな経常収支を計上するに至りましたので、やはり一つの問題は、資金還流をできるだけ大きくかつ急ぐことであるといふふうに考へております。

その中身といたしましては、おっしゃいますように輸銀もございまして経済協力基金もございまして、何よりもODAの五カ年計画が切れたところからございまして、これを、恐らく五カ年でこ

す。

そこで、今いろいろな企業から献金を受けると、政治資金規正法の第二条で、できるだけ指定団体に入れて公金の区別をしない、こういうことになつていくわけですが、別にまた保有金の制度というものを認めているわけではございません。

ところが、この保有金の制度というのは報告の義務がない、罰則がないということで、事実上ほとんどの人は報告をしていないということで、例えば今回のように、お金をもらった、いわゆる指定団体に入らずに個人がそれを保有しているという形になつていて、それがたまたま私的蓄財に利用されていたのでこれは所得だということに断定して所得税法違反。

ただ、前回の、東京佐川から五億円もらったという例の場合は、要するに五億円もらったんだけれども、それはどこにも記載はしてないんだけれども、本人が議員に配ったということで政治資金であるというふうに認められて政治資金規正法違反になつた、こういう非常にあいまいな今の仕組みになつていくわけではございません、私は、そういう意味からいいますと、例えば個人の受け取りを全面的に禁止しますとか、あるいは収支報告書に記載のないものは基本的には所得というふうに認定をして原則課税をするというふうな、これは裏金じやなければ明確に収支報告書に記載していないわけですから、そういう記載のないものは原則課税にするというふうな、これは課税当局の基本的な考え方であるのじやないかと思うのですけれども、これはどうでしょうか。

○宮澤内閣総理大臣 先ほど御引用になられました社説でございますが、国民がそういう感じを持つていくことはきつとそれとおりの思いますが、多少そこにはやはり誤解もあつて、政治家が取得いたします資金、政治資金が、政治目的に使われる限りにおいてはそれは課税の対象にならないということ、今の制度として私は間違つていないと思ひます。

したがって、大変大きなものが入ってくるという部分だけをとらえますとそういうふうには映るというところはあろうかと思ひますけれども、それが政治目的に使われておる限りにおいては間違つたことではない。問題は、そうではなくてその間に公私混合が起こつたときに本当に問題にしなければならぬ問題があるということであらうと思ひます。

私も自由民主党で今度抜本改革案として国会に御提案をしようとしておりますことの中には、したがつて、政治家個人が政治資金を受けるということは原則として禁止したかどうかというふうな考え方をかなり強く打ち出そうとしております。それは、そのような危険を防ごうとしております。でございますが、今言われましたように、理屈で言えば、入りました政治資金のうち、政治目的に使われなかつたものは雑所得になるわけでございますので、それはそれで整合しておるのではないかとこのように思ひます。

なお、もし国税庁の方の問題についてのお尋ねでございますしたら、政府委員がお答えを申し上げます。

〔井奥委員長代理退席、前田（正）委員長代理着席〕

○井上（義）委員 今の問題、あわせて、要するに個人の受け取りを政治資金規正法上禁止をするというふうにした場合でも、例えば、個人が受け取つてそれが蓄財されていた、そうすると、これは政治資金規正法上は違反ということになるわけですが、いわゆる届け出をしないから違反というふうになるわけではございません、あるいは個人が受け取つたから違反ということになるわけではございません、これは課税上直ちにこれを所得というふう認定はできないわけではございません、これを基本的には、例えば記載をしなければ所得である、それともう一つは、今総理おっしゃつたように、いわゆる政治目的に使われなければ雑所得というところで当然所得税の対象になるわけですから、これもいわゆる政治目的のために使つたというところ、何が政治目的なのか、どこまでが政治目的なのかということも、どうも今の現状はあいまいだと思ひますし、それから、課税当局も、この辺についてもっと厳しく私にはやるべきだ、こういうふうには思ひますが、それもあわせてお願いいたします。

か、どこまでが政治目的なのかということも、どうも今の現状はあいまいだと思ひますし、それから、課税当局も、この辺についてもっと厳しく私にはやるべきだ、こういうふうには思ひますが、それもあわせてお願いいたします。

○松川政府委員 今御指摘の点でございますが、政治家個人に対して提供された政治資金につきましては、雑所得の収入金額となつておりまして、この場合の政治資金は政治資金規正法あるいは公職選挙法の規定に違反するものも含まれるということでございます。

それで、この場合の雑所得の金額は、総収入金額から必要経費の総額を差し引いて計算するということになつております。この場合の計算におきましては、政治資金収入のほか、原稿料、講演料、その他の収入も含むベースで計算しているところでございます。そして、その必要経費を引いた残額がありまして課税するというところでございまして、それで、認定を厳しくしたらどうかというお話でございますが、課税当局の考え方といたしましては、その政治資金収入が政治活動のために消費されたかどうかにつきましては、私的消費の状況あるいは私的財産形成の状況など、総合的に勘案しまして、個々のケースにおいて実態に即して判断しております。

○井上（義）委員 実態に即して判断なさつて、こういうことはもちろんそうなんでしょうけれども、では、事実上金丸さんのような例、今回はたまたま発覚をしたから所得税法違反ということになるわけですが、そういうようなことが恒常化しているんじゃないかという疑念がかなり国民の間にあるわけではございませんか、もうちょっと厳しく、きちっと調べるのかということをやらないと、この国民の疑念というのはなかなか晴れない。

それから国民の側にとつても、政治活動の範囲、政治資金の範囲というのが非常にあいまいで、この辺も明確にしないと、どうしても何となく政治家の周辺は非課税の世界、こういうことに疑念があるわけではございませんか、そこをもうちょっと明確にすべきじゃないかというのが私の申し上げていることなんです、どうでしょうか。

○松川政府委員 御指摘のように、政治活動の範囲につきましては、政治資金規正法あるいは所得税法におきましては、政治資金は設けられておりません。したがつて、自治省の解説書におきまして「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行ふ直接間接の一切の行為をいうものと解される。」ということではございまして、こうした規定、こうした解釈に沿つて、国税当局としては政治活動のために支出した費用かどうかというものを判定していただいております。

○井上（義）委員 総理、もう一つこの金丸問題で、要するに、なぜ金丸前副総裁にあんなに巨額の金が集まつたのかというところが国民の一つの疑問点だと思ひます。

いろいろ新聞なんかによりまして、山梨ルートとか中央ルートとか、あるいは佐川ルートというふうなことが言われているわけではございまして、いわゆる許認可権に絡んで便宜を図つてもらつたか、あるいは公共事業の配分に影響力を発揮してもらつたかというふうなことが主にお金を出した動機だ、このように言われているわけではございません。

この問題の背景には、いわゆる中央省庁の持つ許認可権に絡む便宜を図つてもらつたというふうなことが、あるいはそれに絡めて族議員なんというものが言われているわけではございまして、総理はこの問題について、特に族議員の存在ということについてどういうふうな認識をされて、またこういう問題をなくするためにどういうことが必要だということをお考えなのか。

○宮澤内閣総理大臣 主として私どもの党内の問題でございまして、議員さんが国政を勉強されて、そして随分詳しく本場に勉強される方が多くて、

そういう方々が族議員というふうになるようなことに発展してきたわけですが、本来は大変に政策の勉強をしようという動機からそういう方々が努力をしておられたことを私は知っていますけれども、ただ、今となりますと、いかにもおっしゃいますように弊害もございいます。

それで、私どもの党改革でこのことは問題になっておりまして、今みんなで考えておりますことは、何々部会、そのいわばボスになるとかナバーツになるのかという、そういうことについて、一つの部会に余り長いことを置くということとは原則として認めないということにするのはいいのではないかと。そうしますと、勉強をされることはそこで勉強できます。しかし、その部会を通じて相手の役所にある意味でかなり大きな影響力を与える、過大の影響力を与えるというようなことは、やはり長くいるということから生じますので、そこは一定以上の人はもう次のほかのところへかわつてもらうということにしたいのではないかと。私どもの党内におけるたまたまの大体の考え方の大勢になりつつございいます。

○井上義委員 例え、いわゆる業界団体の長に自民党の実力者の方がついていらつしやるようなケースがよくあるのです。何々業界の何々団体のいわゆる会長とか長についていらつしやる。そういうことを例えれば具体的にもうおやめになるとか、そういうことからまず始められたらいいかかなと思うのですが、そういうことについて総理はどういうふうに思っていますか。

○宮澤内閣総理大臣 それもあるいは一案かもしれませんが、私も党内でよく検討させていただきます。

○井上義委員 その次に、三月四日に減税に関する与野党合意ができて、所得税減税も含めて前向きに検討する、こういう合意がなされたわけでございます。今後与野党協議が行われると思えますけれども、総理、所得減税についてはかなり消極的な御発言をなさっておるわけでございますが、どういうタイミングでどういう条件があれば

この所得減税をやってもいい、こういうふうにお考えなのかということが一つ。

それから景気対策につきまして、御党の梶山幹事長が今国会の会期中に補正予算案を成立させるというような発言をなさったり、あるいは三塚政調会長が十四兆円規模くらいの景気対策を追加でやるというようなことをおっしゃっているわけでございます。与党内でそういう議論がなされていることだろうと思いますが、四月の中旬には総理の訪米が予定されている、それまでには景気対策をまとめなければいけないというようにも含めて、この追加の景気対策についてどういってお考えなのか、所得減税の問題とあわせてお答えいただければと思います。

〔前田(正)委員長代理退席、委員長着席〕

○宮澤内閣総理大臣 先ほど伊藤委員からもそのようなお尋ねがございましてお答えいたしました。平成五年度の予算編成におきましては、費用対効果という観点から、財政負担とすればやはり公共事業、住宅等を中心にした方がいいという判断をしたわけでございしますが、さりとて、しかし、先ほども申しましたように、やがて国民年金の再計算をしなければならぬときも参りますし、二十一世紀に向かっての負担と給付をどうするかというのを全体の問題として議論しなければならぬときも参ります。かたがた、六十二、三年の税制改正のときに所得税の累進構造を十分に直し切らなかつたという点もございしますので、遠からざる機会にこのことは議論しなければならぬであろうというところは考えております。

それから、三月四日に自社公民の各党の間でお申し合わせがございました。やがて各党協議が開かれるということで、私どもの党内でもどのようなことを御協議すべきかについていろいろ鋭意検討を進めております。また、どの時期にということについてもいろいろ意見があるようでございしますけれども、政府の立場は、ただいまこの平成五年度の予算をとまかくできるだけ早く成立をさせていただいて執行をしたいという一点に集中を

いたしております。私自身、まだ党内のそのような議論の推移を聞いておりません。やがて中間報告を聞きたいと思っておりますけれども、ただいま聞いておりませんで、党内ではそういう、各党協議に備えていろいろな可能性を検討しておるようには承知いたしております。

○井上義委員 景気の問題はかなりマインドの問題でもあるわけでございます。そういう意味で総理がもう少し積極的な発言をなさるといふことは、私は景気に与える効果というのはかなり大きいと思っております。特に所得減税については前向きにぜひお願いをしたい、こう思います。

最後に、今度の景気対策、追加景気対策ということで与党内でいろいろな議論がなされて、その中で住宅減税ということが議論されているようでございます。例えば住宅取得促進税制、この還付額の上限の引き上げとか、あるいは期間の延長とか、あるいは宅地ローン減税を導入するとか、どちらかというところから減税ということが非常に議論されて、私はそれはそれで意義があると思っておりますけれども、いわゆる借家で生活をなさっている人、今首都圏で三百四十万戸くらい民間の借家というのがあるわけでございます。私は、景気対策の観点からいっても、この家賃に対する例えは控除をやるということ、それは当然消費に回るわけでございますから、景気対策という観点からも即効性があるというのじゃないかというふうには思っています。

特に、今回建設省で特定優良賃貸住宅供給促進法案、いわゆる優良賃貸の促進法案が国会に出されて、具体的な家賃補助制度というのが今回スタートすることになったわけでございます。私は、これまで持ち家一辺倒だった制度に対して、民間賃貸住宅に対して具体的な施策が施されたというところは非常に評価しているわけでございます。

しかしながら、この計画も九三年で大体全国で二万戸ということで、先ほど申し上げましたように首都圏で三百四十万戸ある民間賃貸住宅から

見ると比率は非常に少ないわけですし、今借家に実際に住んでいる人は新しい借家がでるのはそんなに長く待たなければならないというのが現状だと思うのです。

私が住んでいる世田谷あたりですと、三DKで坪当たり大体一万二千円から一万五千円くらい、ということになりますと家賃も二十四、五万の人たちにはとても手が届かないということ、やはり借家というのに対して本格的な対策を講じる、持ち家一辺倒じゃなくてやはり借家の方に、賃貸に政策誘導していくということもこれから必要なことではないか。ライフサイクルに合わせて家を住みかえていくということがこれから非常に大事になってくると思っております。そうすると、家を買ってまた売って買つてというふうなこともより、安心して住めるような民間のそういう賃貸住宅があればそれはそれでライフサイクルが成り立つわけでございまして、そういう方向にシフトすべきじゃないか。そういう観点からも、本格的な家賃補助制度、家賃控除制度というものをこの際検討されてはどうか、このように思うのですが。

○宮澤内閣総理大臣 資産としての家を持つというところ、決して悪いとは思いませんけれども、今井上委員の言われますように、ライフスタイルが変わってまいりますと、家の需要のあり方というのは、対応のあり方というのは違つてまいりますから、そういう意味で貸し家というものはやはり大事なものであるというふうに思います。したがって、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案、ただいまお話しのような法律案を今国会にお願いいたしましたのも、そういう意味で賃貸住宅の供給や建てかえ等に際して居住者の便を図りたいという考えでございます。

ただ、家賃を所得控除の対象にするかということにつきましては、これはいろいろに御議論のあることだと思えますけれども、やはり家賃というのは生計費、食費、被服費等々と同じような生計費でございますから、家賃一つをとって所得控除

をするという事は非常に問題があるのではないだろうか、私はどうもなかなかそれにはわかに賛成いたしかねるという感じを持っております。

○井上(義)委員 要するに、いわゆる持ち家とか社宅とかあるいは公的住宅というのは非常に優遇されているわけでございまして、税制上優遇される、あるいは政策家賃という事で優遇されているわけで、借家に対する優遇は全然ないというところ、もう一つは、そういう借家の利点というものを評価してそちらに政策誘導するという観点からもう一回見直してはいかがか、こういうふうな最後にもう一回お尋ねしたい。

○濱本政府委員 ただいま総理から御答弁があったとおりでございますけれども、なお井上先生は、何か誘導政策のようなものをもう少し意図すべきではないかというお感じの再度のお尋ねかと存じます。

私、税のサイドで申しますと、先ほどの総理の御答弁を繰り返すつもりはございませんけれども、結局井上先生がおっしゃるうとしておられることは、家を建てる人たちに對してはいろいろ手が及んでおられるけれども、借りる人たちに對して及んでいないじゃないかというところに尽きると思いますが、その場合、結局生計費の中から、例えば教育費でありますとか家賃でありますとか、そういうものを抜き出していきますと所得税というものが成り立たなくなる、これは我々がいつも言わせていただいていることでございます。

そのほかに、本当に気の毒な方というのは、借家に入りましても税金を納めていない方もおられるわけでございまして、そういう方々に對してはなかなか所得税で対応するということが難しい。そこでさっきのような補助ということも一部出てきているということが現実にはあるかと存じます。

それに何よりも私お話を聞いておって思いますのは、一番大事なことは借家を建てること一番肝心なことであって、借家を建てることについて税金としてお手伝いできることがあるのではないかと

いうことであれば、それはそのとおりだと思います。

現に私どもの方で今既にお認めいただいて実施されておりますことの中にも、相当思い切ったこと、例えば三大都市圏におきまして一定規模を有する賃貸住宅を公募の方法であるいは適正な家賃で建てて運用されるような場合には、新築貸し家住宅の割り増し償却の特例をいたしまして、普通の償却に加えて五〇％とか、あるいは耐用年数が長いものは七〇％という割り増し償却をやっている、これは相当のことであるということをお認めいただけないかと存するわけでございます。

○井上(義)委員 どうもありがとうございます。

○藤井委員 長 正藤成二君。

○正藤委員 昨年の通常国会でも当委員会が総理に質問をさせていただきまして、議事録を見ますと六月の二日だということになっております。そこで私は公定歩合の引き下げについて総理に御質問を申し上げまして、結局家計の犠牲で企業救済になるのではないかと趣旨のことを申し上げました。

総理はそれにお答えになりました、高齢化社会というものも起こっている、年金に大きく依存しておられる人もいます、ただ下げればいいというわけにはいかないというところは大切に考えるべきことだと思っております。こう言われて、これは結局中央銀行が決めることであるが、中央銀行においてもこれを今変更しようということでは日程には上っておられないのではないかと思っておりますが、いずれにいたしましても、今の問題は、今後高齢化社会になるに従いましてますます注意を払わなければならない問題だと考えます。こういう御答弁になっております。

これは去年の六月のことですが、それ以来、この間の二月四日の金利引き下げまでに、二回におたつて公定歩合が下げられました。そして、それについて、これは二月四日の日本経済新聞ですが、「金融筋は、今回の利下げにより、預貯金金利の低下を通じて家計部門から約一兆八千億—二兆円の

所得が企業部門と金融部門に移る」と試算する。このうち企業に行く所得は従来の金融緩和期より小さくなり、銀行に残る分が大きくなるとみている。云々という指摘をしております。これは日本経済新聞の記事であります。

同時に、同じ日の日本経済新聞あるいは毎日新聞の記事を見ますと、三重野日銀総裁自身がこの公定歩合の引き下げ、年二・五％というのは「企業収益を支えることで日本経済の成長を後押しする」という意味のことを言われ、「利下げが年金生活者など預金者の利子所得を減少させることに對しては、三重野総裁は「胸が痛むが、企業の利払いコスト低下などによる企業収益の支え効果の方が全体の景気浮揚に有効だ」と述べた。」と明白に書かれているわけでありまして。別の、毎日新聞でも「預金者に不利になるのは否めない」と率直に認めた。」というように書いてあります。

ですから、こういうのを見ますと、公定歩合の累次にわたる引き下げが直接景気に非常に影響がある、それによって何か投資がふえるということにやなしに、企業の、特に金利の負担を減じて企業収益を下げ支える、企業がもうかりやすいようにする、そのために家計部門から企業部門、特に銀行部門に所得を移転する、そういう政策意図は明白だと思ふのです。これは総理が昨年の六月に言明されました全体のバランスを考え、高齢化社会における年金生活者等も考えるという政策とは明らかに反して、たとえそれが少々犠牲をこうむっても、今は銀行なり企業の利益を守ることが大事で、その企業収益の改善のために尽くすのが先だという見解になるのではないかと。現に、これは赤旗ではないのですから、日経新聞にそういううぐあいに書いてあるというところを指摘して、御見解を承りたいと思ふます。

○宮澤内閣総理大臣 その記事は私も読みました。そして、それは静態的な経済について言えば確かにそういうことが、計数的にはともかく私は言えるだろうと思ふますし、公定歩合を下げていきま

ことも考えなければならぬというのは、殊に我が国のようにだんだんそういう人たちがふえてこられますと、大事なことを思ふます。

ただ、私が申し上げたいのは、このような不況のときでございまして、金利負担を企業に對して軽くするということは、企業がもうけて配当をするという意味ではなくて、企業が企業活動を十分にやっつけていく、日本は市場経済でございまして、企業が十分企業活動ができて、そして国の経済が成長して、それから分配が大きくなるというところが、やはり政策としては私は決して間違っていないとは思ふます。それは企業の利益をふやしていくところ、正藤委員の御思考がそこであつたとまします、いつでも私はそれを残念に存しておるのですが、それは日本経済全体の経済活動を大きくする、やはり市場経済ではそれが大事なことだということに考えておるわけでございします。

○正藤委員 私も市場経済の効果を重んずることについては、総理とは違つた意味ですが、人後に落ちないというように思つております。また、金利政策が景気の面で非常に重要な局面があるというところも理解を持っております。しかし、現在の局面は、金利を下げたからそれで資金需要が高まって、それが投資とか経済の拡大に向かうという局面ではないのではなからうか、だからマネーサプライもふえておらないということ、もつと別の観点が必要ではないかという最初の問題提起として申し上げたわけであります。二番目に、他党の議員もお聞きになりましたが、私が申し上げたいのは所得減税の問題であります。

総理も我が党の予算委員会の議論をお聞きになつて御理解賜つておられると思ふますが、非常に失礼な言い方ですが、我が党は、同じ野党でも社公民三党とは違ひまして、減税の財源を赤字国債で賄ふというふうなことは言っておりません。社公民各党の政策、減税についても拝見いたしました。四兆二千兆の減税額のうち実に四兆一千億

円、九五%以上は赤字国債で賄うということになっております。

私どもは、これは将来の国民に対する非常な負担でありますし、第一、財政法四条にも違反することでありまして、赤字国債の発行が財政上、税制上非常に大きなゆがみを与えてきたということはおく存じておりますので、赤字国債の発行は避けて、しかるべき財源措置と不要不急のお氣に召さないかもしませんが、防衛費等、冷戦構造が崩壊したとかソ連が崩壊したとか言われるときに、こういう点にメスを入れるべきであるというのが私の主張であります。

しかしきょうは、世界観の相違ということにもなりますので、その点を総理にお聞きしようと思つてゐるのじゃないのです。同じ土俵の中で、所得減税の景気浮揚効果について若干お話を申し上げたいと思つてゐるわけでありまして、

総理は、きょう伊藤委員の御質問にお答えになつて、所得減税そのものをだめだとかいうようには思つていないという趣旨に受け取れる御答弁がありました。そこで、考えていきますのに、私も予算委員会に時々委員として入らせていただいたり傍聴してございまして、その中で大蔵省や経企庁が言つておりますのは、所得減税というのは景気浮揚効果が遅いあるいは少ない、それに對して公共事業というのがこれは即効的であつて、しかもその効果が大きいというのが繰り返して述べられてゐることだと思ひます。かてて加えて、赤字国債で所得減税を行うというののもつてのほかだ、こういう二段論法、三段論法になつていたと思ふのです。

そこで、経済企画庁は何をもつて公共事業は景気浮揚効果が大いであるが所得減税は少ないと言つてゐるのかといふと、世界経済モデルというのを使つてゐるのです。そこで私は、経企庁の専門の担当官に来ていただいて、その点についてのレクチャーを受けました。それによりまして、確かにGNP、付加価値がどれだけふえるかで考えておりますが、公共事業というのは相当押し上げ

て、減税の場合の二倍から三倍になるという数字が出ております。

しかし別の研究所、日本総合研究所というのがあります。日本総研と呼ばれております。これも念のために申し上げておきますが、我が党の研究機関ではなしに住友系の財界のシンクタンクですね。そこが研究してございまして、こゝについても私は研究論文を取り寄せて、直接その執筆者にも連絡して多少勉強させていただきましたが、こゝでは産業連関表の逆行列表というのを使つてゐるのです。御承知の方がおられると思いますが、この分野でこうなればどういふ効果があらわれ

るかといふのを調べてゐるわけでありまして、それで調べますと、一兆円減税した場合の生産誘発額、GNP、付加価値ではなしに生産誘発額で見てもありますが、生産誘発額は一兆四千三百億、公共投資は一兆五千六百億という数字を日本総研は出してございまして、決してそう低い数字ではないのです。

それに加えて、ここにその論文のコピーを持つてまいりましたが、それを見ますと、公共投資の場合にはどれくらい生産誘発効果があるか調べてゐるんですが、金丸さんのことを申すわけではありませんが、建設業関係に非常に大きな付加価値、浮揚効果があらわれるわけです。ところが、それ以外には比較的少なくて、特にサービス業、卸、小売業、運輸・通信業などというのは非常に低いのです。皆さん御承知のように、今は第一次産業、第二次産業の我が国経済に占める比率が下がりまして、第三次産業が六〇%を占めてゐることは、国民経済計算でも明らかであります。

そこで、そういう点ではどうかといふと、例えばサービス業とか、卸、小売業とか、運輸・通信とかあるいは金融・保険・不動産などでは、所得減税の生産誘発効果は断然公共事業よりも高いんです。それらを総合しますと、生産誘発効果では、所得減税は一兆四千三百億、一兆円減税したとしても、公共投資は一兆五千六百億、こういう数字を出してゐるんです。

さらに、そのことによつて就業人口がどれだけふえるかといふことを、これまで産業連関表等で、そのほか労働省の資料等で調べてありますが、それによりまして、所得減税は十四万三千五百人の就労労働者の増加をもたらす。公共投資は一方的に建設業等に偏つて、その就労人口の増加は十三万五千二百人で、所得減税に比べると、逆に劣るという結果が出てゐるわけでありまして、

そういう点からいいますと、決して所得減税の生産誘発効果というのか、景気に与える影響は公共事業に比べてそう劣るものではないといふことで、お断りしておきますが、私どもは公共事業をやめろといふようなことは言つていないのです。公共事業と所得減税のバランスをとることが必要ではなからうか。

特に公共事業の場合には、予算委員会でも御答弁があつたようですが、大規模なプロジェクトのみに集中しますと、それは大きな企業とか、鉄鋼、セメント等に生産誘発効果が偏りますが、生活関連の住宅とか学校とかあるいは福祉関係の施設とか生活道路に回しますと、それは中小企業にも仕事が出て、そういう意味で違った効果が発揮する。而々相まってやはり景気浮揚を目指すといふような選択も必要ではなからうかといふことで、特にきょう私が申し上げるのは、日本総研という財界の住友系の研究論文でもそういうことを言つてゐることを申し上げまして、私どもは残念ながら除く共産党で入つていないといふ四月初めから間もなく協議が開始されるということのようでございますから、総理のお考えの一端に私が今申し上げたようなこともインプットしていただきまして、総理も共産党の赤旗に載つておる何かでは御採用しにくいかもしれませんが、住友系の日本総研も言つておるということでは多少心も和らぐのではないかといふことで、あえて申し上げた次第であります。

時間が参りましたので、御感想を承つて、私の質問を終わらせていただきますと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 たいだいいろいろお話承りまして、私はおっしゃいますことが全く間違つてゐるというふうな気持ちで何つてはおりません。ただ、モデルでございましてけれども、今の日本の経済を前提にしてモデルでそこを計算するまでにモデルというものは実は発達してございせんので、ある意味で一般論ということになるのではないかと思つております。決しておっしゃることは初めから間違つてゐるというふうな気持ちでは何つておりませんけれども、ただ平成五年度の場合は、私はやはりだんだん雇用不安がありそうに思ひましたものから、殊に地方に不況が波及いたしましたときには、公共事業を地方でもやつてもらふことが一番雇用には手取り早い効果があるといふようなことも考えてございまして、それで公共事業、中央地方の公共事業の方を選択をいたしましたのでございまして。おっしゃいましたようなことは全く荒唐無稽でございましていふようなことで申し上げるつもりはございません。

○正森委員 これで終わります。

○藤井委員長 中井治君。

○中井委員 総理にお尋ねをいたします。既に各党から幾つか同様の質問が出ていますが、私もロシアに對する援助の問題、このことについてお尋ねをしたいと思ひます。

ロシアのこういう現状の中で、にわかにはフランスやアメリカから、エリツィンを助けるために、こういう声が上がつてまいりまして、外務次官もあしたお戻りになるとか、あるいはG7、七カ国蔵相会議が行われるとか、いろいろと対応が取りざたされてゐるわけでありまして、もちろん民主化を進め、自由主義経済に進もうとしてゐるロシアを助けるということについては、私どもは結構なことだと思つております。しかし、どうもエリツィン大統領を助けるということがマスコミの報道等で前面に出てきておる。まあ大統領の選ばれ方とロシアの議会の選ばれ方が随分違ひますから、そういう意味ではそうかなと思ひます。私

は考えております。

ロシアの民主化あるいは自由主義経済への着実な努力、こういったものを助けるという意味ではいいけれども、エリツイン大統領がいなければそれらができないんだ、後退するんだという発想で西側諸国が叫んで、日本もそれに引つ張られて援助をやっていくというのはどうだろう、こんな思いを持つのですが、総理のお考え、お尋ねをいたします。

○宮澤内閣総理大臣 先ほどお答え申し上げましたが、ロシアがその政治、経済、外交において、いわゆる我々と価値観を同じくする方向に向かっていってほしいというところがお互いのために非常にいいことだということから、それを支援をいたしてまいりましたし、これからそういったそうと思っております。

エリツイン氏が今まで先頭に立って努力をしてこられた、また民主的な選挙によって選ばれた大統領であるということも事実でございます。しかし、問題はロシアがそういう方向に向かって進んでくれることが大切なことでございまして、今の問題を加えまして、だれがそのかじ取りをするかというようなことは、しよせんはロシアの国民自身が決めることでございまして、その点は二つのことを混同して考えるようなことは注意しなければならぬと思っております。

○中井委員 もちろん私も北方領土のことを考えないわけではございません。しかし、今のロシアの政治状況からいえば、なかなか北方領土を返すというのはだれがやっても難しいことであらうか、やはり安定をしないとなかなかそこまで踏み込めないかなという思いも持っております。

しかし、フランスやドイツやイタリアは、やはり国境を接していますから、難民を出すということに対して猛烈な恐れを抱いている。ドイツもできる限り東ドイツを戻してもらおうという意味でお金を出した、もう限度いっぱい使った、出すところがない。アメリカはアメリカで、やはり核兵器の処理あるいは核兵器が分散をしようという

うことを恐れておる、そして出すべきだ、こういうことであらうかと思えます。

日本がこの二つのことで本当にロシアに対してヨーロッパ諸国やアメリカ以上にお金を出さなきゃならないか。どうもここの二、三日の各国首脳のマスコミに報じられる言葉を聞いておりますと、日本がちつとも出していない、こういうことだけが伝わって心配もいたしております。もしそういう会議を通じて出すというのなら、日本が核兵器でロシアに対してどういう処分を求めるんだとか、そういったことが要るのかな、こんなことを思いながら質問をしておるのですが、総理大臣、この二点についてはいかがですか。

○宮澤内閣総理大臣 現実の問題をいたしまして、エリツイン大統領が今日までロシアを先ほど申しましたような方向に引つ張ってこられたことは確かであったと思えますし、その路線が抵抗に遭っているということもほぼ間違いないところでございまして、私どもとしては、だれということをお申しはいしません、そのような路線をロシアがさらに進んでくれることが望ましいと考えておることは事実でございます。

そこで、現実にはしかし、例えばIMFの仲介というものがなかなかうまくまいりませんし、また、債務のリスケジュールというものもちょっと停頓しておるといったようなこと、それから、軍民転換でありますとかあるいは核兵器の処理でありますとか、原子力発電所の危険性の防止であるとかいったようなことで、いろいろ支援をすることが我々自身にとっても有利であるという点は多々ございまして。

かたがた、エリツイン氏が唱道しておられます法と正義に基づいて領土問題を解決しようという考え方は私も思いを同じくするところでございまして、そういうこともあわせて我々としてなし得る援助をやっていくたい。もちろんドイツは、これは特別な関係にございまして、それと比肩し得るようなことが我々にできるとは思いませんが、できることはやってみよう

たいと思っておりますのでございまして。

○中井委員 ロシアが本当にうまく軌道に乗って経済が順調に回り出すのにどのぐらいかかるのだろう。いろいろな方に尋ねをしますが、大体五十年と言ふ方もいらつしやれば百年と言ふ方もいらつしやる。専門家は大体かなりかかるのじやないかと言われるわけでありまして。私も旧の共産圏を見させていたでこれは大変だなどという思いを持っております。したがって、その国その国に合った自由化あるいは自由競争市場に向かつての復興、こういうものがあろうかと思うのです。ところが、見ておると、どうもアメリカやあるいはヨーロッパの一部の国々は共産主義に勝った、自由主義が勝った、だから一遍に自由主義でいくべきだといつてちよつと急ぎ過ぎるのじやないか。また同時に、ゴルバチョフさん、エリツインさんときましましたけれども、対外援助をもらうには思い切った自由化政策をやらざるを得ないというところでお急ぎになり過ぎるのじやないか。この急ぐことが実情とかけ離れてなかなか国内の政治経済が安定をしないのじやないか、私どもは心配をしております。

かつて日本も大変な努力をして今日までの国をつくりましたが、やはりこれは戦争で負けた、けちんけちんけに負けたんだ、この反省からみんなで頑張った。ロシアだって、人々は我慢強いし、また指導者に従ってやっていくといういい面を持つていて、急ぎ過ぎるのじやないか、ところが余り急ぎ過ぎる。急ぎ過ぎるのはロシア自身が、指導者が急いでいるということもあるが、アメリカやらが急がせているのじやないか。

私も日本はお金を出す、あるいは世銀、欧州復興開発銀行等を通じてお金も随分出しておる。そのときに日本の言うことは、やはりその国の実情に合った、もう少しスピードをダウンした自由主義経済への移行、こういうことを言うべきじやないかと私は思いますが、総理大臣いかがですか。

○宮澤内閣総理大臣 それは確かに、少なくとも七十年やってきたことをほとんど逆の方向に向かつていこうというのでございまして、それはもう容易なことではない、これは初めからある意味でわかつたことでございまして、援助をする方も当然それなりの忍耐を持ちながら援助をしなければならぬということであると確かにそれはそう思います。大きな目で見まして、ですから、一直線にそつちへ向かつて進むというわけにはいかず、いろいろなジグザグのコースをとりながら、それでもそつちへ向かつて進んでくれることが何より我々としては歓迎をする、そういう気持ちでやらなきゃならぬだろうと思ひます。

○中井委員 アメリカやヨーロッパに引つ張られるだけじやなしに、日本独自の発想の中でサミット議長国として対ロシア問題をリードしていただくように要望をいたしておきます。

次に、公共事業問題それから減税問題、こういうことで総理のお考えをお尋ねを申し上げたいと思ひます。

当委員会でも何回も議論をしたわけでありまして、景気対策として公共事業の方がはるかに効果が多い、こういうことで今日までまいつたわけでありまして。しかし、公共事業にも私は幾つか問題が出てきておると思ひます。

その一つは、昨年十兆数千億の景気対策をやつたわけでありまして、公共事業がもう多過ぎてこなし切れない。これは国会の通過がおくれたというところだけじやなしに、景気対策の公共事業というところで幅が狭まっておりまして、担当等がもう処理し切れない、こういう状況の中で一兆六千億の繰り越しがあるわけでありまして。こゝろを考えたときに、公共事業のあり方というのはもう少し考えるべきじやないか。

同時に、過去数年間は景気対策の公共事業というものは土地の売買を含まない、土地の売買をしたって土地投機になるだけだし、また同時に銀行預金につながるだけだ、こういうことで、土地の要らない公共事業でやってこられたはずであります。しかし、昨年の景気対策につきましては、政府

の公共事業の中で千五百億円、あるいは公団公社等で二千五百億円、あるいは地方事業で一兆円の土地の購入費が入っておるわけであり、減税が預金に回るだけだという議論が盛んにこの委員会でも行われましたが、この土地売買だって預金に回るだけであり、また、土地売買といいますが土地の買収、これはGNPにも換算されない数値であろうか。そういう意味で、公共事業だけで本当におつしやるような景気対策というのがい

くのかということがあります。もう一つは、公共事業をやればやるほど、大変失礼だけれどももうかる人がいるじゃないか、これが世間一般の今日の受けとめ方であり、金丸さんのああいふ問題、あるいは地方にいろいろと公共事業をめぐる汚職問題、公共事業をふやせばふやすほどそういったグーティーなどところへはね返り、プラスが出てくる、こういう反発もあろうか、このように思います。

それから四つ目には、この公共事業は、冒頭申し上げたように、非常にやるべきでなくなつてくる。そうすると、処理をするために溝を直したりガードレールを直したりがけを直したりと、非常に何の意味がある公共事業だというのが現在行われているわけであり、地方でも中央でも、道路をちよつと走つたらもう全部工事中、片側通行、物すこい交通渋滞を巻き起こしております。これらの公共事業が本当に将来六十年たつて子孫が返すときに、ああいふものをやつたら返すから返すんだ、こういう思いで使われたお金と云えるかどうか、こんなことを考えると、私は公共事業一辺倒の景気対策というのはどうか、減税というものも当然あわせ考えるべきだと思いますが、いかがですか。

○富澤内閣総理大臣 先ほど生活大国との関連で他の委員から御質疑がございましたけれども、我が国自身は、住宅はもちろんでございますけれども、いろいろな意味でのインフラストラクチャーというのはやはり非常におくれておるわけでございますから、殊にこれから高齢化社会に入ること

を考えますと、やはりこの際やらなければならぬ中央地方の公共事業は私は非常に多いのだと思ひます。ただ、それがおつしやるようなむだ遣いにならないように、また、いろいろな設計能力であるとか等々の不足の問題等々、よく注意しながらしなきゃいけませんけれども、私は、インフラストラクチャーは十分にしなければならぬことがたくさんあるんだというふうに実は考えております。

ただ、おつしやるように、経済政策というのは公共事業だけではございけません。いろいろなものをミックスしていかなければなりませんので、それは一概に、減税はだめで公共事業だけではありまして、やはりいろいろな政策減税の問題もございまして、いろいろなものをあわせて考えていくということは大事なことでありうと思つております。

○中井委員 三月の四日に与野党協議をする、こういう形になりました。私も大いに議論をすればいいと考えておりますが、一向に話し合ひというものはなされず、三月二十九日にセツトがされたと聞かせていただいております。そういったし、先ほどから富澤総理のお話を聞いていますと、自民党さんはこの席に補正予算的に考へておられる景気対策をお出しになつて何とかこれと云うて、総理は四月十六日にアメリカに行つちやう、こういうことかなと私も実は少し不信の念を持たせていたでしてあります。

減税をやるかやらないか、どういふ景気対策をやるか、与野党協議の中で十分な議論がなされるように自民党総裁としても努力をいたしたい、このことを御要望して質問を終わります。

○藤井委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○藤井委員長 この際、本案に対し、渡辺嘉蔵君外一名から、日本社会党・護憲民主連合提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。渡辺嘉蔵君 租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案 (本号末尾に掲載)

○渡辺(憲)委員 租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案を提出をさせていたいただき、その提案の理由を申し上げたいと思ひます。ただいま議題となりました日本社会党・護憲民主連合提出の租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府案においては、地価等土地対策との整合性を図りつつ、住みかえによる居住水準の向上を図ることを目的に、居住用財産の買いかえ特例の復活が盛り込まれております。しかし、この特例の復活は、その掲げられた政策目的に矛盾する作用を伴わざるを得ないと言わざるを得ないのであります。

前回、八八年に買いかえ特例が廃止されたのは、政府の言葉をかりるなら、地価高騰の波及を抑制する見地からであり、また、朝令暮改となる特例の復活は再び地価高騰を惹起するおそれがあるとした政府のこれまでの姿勢も、正鵠を得たものと社会党は支持する立場をとつてまいりました。

しかるに、地価が適正水準に達しているとは到底思われない時期に、地価の下支えにつながる可能性を否定し切れない特例の復活を行うことは、生活大國実現に向けた意欲が問われるだけでなく、政策上の整合性も著しく欠くと指摘せざるを得ないのであります。さらには、この間、政府みづからが土地税制は安定的であるべきと力説し、安易な土地税制の変更は税制緩和の期待をいたすに高め、かえつて土地の売り惜しみを招くと警鐘を鳴らしてきただけであります。二年間の暫定措置となつていふ説得的な理由をいまだ政府が明確にできないこともゆゆしき問題と言わざるを得ないのであります。

また、この特例は、第二次取得者に限定されるものであり、マイホームを初めて持とうとする人には恩恵は及びません。通常の買いかえなら現行の三千万円の特別控除で十分なのは、九一年度実績を見ても、資産譲渡者のおよそ九割がこの枠内におさまつていふことからも明白であります。現時点における買いかえ特例の復活は、その求められる条件を見出せないばかりではなく、税制に期待されている公正、公平、加えて簡素化の理念を侵食するものと断ぜざるを得ないのであります。

よつて、租税特別措置法の一部を改正する法律案より居住用財産の買いかえ特例をうたつた部分の削除を求める修正案を提出した次第であります。皆さんの御賛同を切にお願いいたします。(拍手)

○藤井委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○藤井委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党を代表し、政府提出の租税特別措置法一部改正案について反対の討論を行います。

第一に、相変わらず大企業優遇税制を温存した上、新設、拡充までしていることとす。

特に、製品輸入促進税制の緩和、拡充は、論議でも明らかになつたように輸出大企業への減税そのものです。また、逆輸入にも適用されることから、大企業の海外進出、空洞化戦略を促進し、税制面から国内下請中小零細企業の切り捨てを進める効果を持ち、不況対策にすら逆行します。環境、省エネ、研究開発、情報産業対策、証券活性化等の税制など、現行の大企業優遇措置の不公平税制も拡大してあります。その一方で、財源不足対策として、主として中小企業に負担を強制的な赤字法人課税を

行おうとしています。

第二に、米輸入自由化を前提に、政府の新政策を推進する税制上の措置を盛り込んでいる点です。

政府は、昨年六月発表した新政策で、米輸入自由化を前提に、我が国農業を支える九割の中小農家を切り捨て、これらの農地を少数の大規模農家と農業法人等の大規模経営体へ集積させようとしています。改正案はこの新政策を税制面から推進する数々の項目を含んでおり、賛成できません。

老人マル優の一部拡大、相続税減税、住宅取得促進税制の対象拡大など賛成できるものも一部ありますが、本改正案は大企業優遇税制措置の温存、拡充が中心で、農業新政策推進税制もあり、我が党は全体として反対であります。

さらに、改正案にあらわれない問題で容認できないのは、不良債権買い取り機構を通じた大銀行への減税措置であります。

国税当局は、金融機関が買取機構に不良債権を売却した場合、当初設定した資産評価額との差をそのまま認め、税務上損金算入するという特別扱いを行いました。この売却は、あくまで暫定的に不良資産の評価額を見積もっているのにすぎず、実際に資金も土地も動くわけではありません。後日、本当に売却されたときの売却損益は銀行に帰属することになっており、確定前の仮の売却評価損をそのまま認めることは異例中の異例であります。この措置は、バブル時代、金融機関が投機的につり上げた担保設定をそのまま容認し、減税額を増加するものでもあります。そもそも、損金が増えない時点で損金算入しようとするのは、会計学上の通説や国際的な会計原則、税制の公平原則に照らしても通用するものではありません。

この特別扱いによって、九二年度内だけで約一千億円の減税となり、今後数兆円以上もの処理をするとなれば、それこそ莫大な減税となります。政府による事実上の公的資金の導入そのものと言わねばなりません。大銀行にこのような救済大減税を行ないながら、一方で国民に不況打開のかぎ

である所得税減税をしないというのは、全く本末転倒ではありませんか。

最後に、社会党提出の修正案について一言申し上げます。

買いかえ特例措置には提案者の指摘するような問題も確かにあります。しかし、今度の復活は限定的で一定の歯どめがかかっていること、またこれを待望して住みかえを考えている人も相当いることなど、総合的に考慮する必要があります。修正するのであれば、さきに私が指摘したようなもつと大きく重要な大企業優遇措置こそ問題にすべきで、それらを不問にし、買いかえ特例だけを問題にする態度には同調できないことを表明しておきます。

以上で私の反対討論を終わります。

○藤井委員長 これにて討論は終局いたしました。

○藤井委員長 これより租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、渡辺嘉蔵君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤井委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○藤井委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、石原伸晃君外三名から、自由民主党、日本社会党・護国民主連合、公明党・国民会議及び民社党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。石原伸晃君。

○石原(伸)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたします。

案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 公平・公正な税制を確立し、税制に対する国民の信頼を確保するため、引き続き、不公平税制は正の取り組みについて格段の努力を行うとともに、資産に対する適正な課税を推進すること。

一 政策目的を終えた、又は、政策効果の少ない各種準備金・特別償却等の租税特別措置については、今後とも徹底した整理合理化を進めるとともに、引当金のあり方等について引き続き検討すること。併せて、赤字法人、公益法人課税に関し、社会的役割及び公益の観点等を踏まえ、課税方式を引き続き検討すること。

一 居住用財産の買換え特例については、昭和六十三年に廃止に至った経緯にかんがみ、地価の動向も含めて実施期間中の適用状況に十分注意しつつ、今後とも、土地政策との整合性を損なうことのないよう留意すること。

一 土地問題の根本的解決に向けて、適正な地価水準の実現と地価高騰の再発防止が必要不可欠であるとの観点から、土地基本法の理念の下、土地に対する税負担の公平を確保しつつ土地政策に資するため、地価税制度の定着を図るとともに、地価税の創設に伴う増収分の使途については、創設時の論議、その他の諸事情を踏まえ、引き続きその具体的内容を検討すること。

一 利子及び株式譲渡益に対する課税のあり方については、課税の公平・適正の観点から引き続き検討を行うこと。また、いわゆる老人等マル優及び財形貯蓄の非課税制度については、非課税限度額を含むそのあり方につき、それぞれの政策目的及び適切な利子課税体系に配慮しつつ、適宜検討を行うこと。

一 未成年者の飲酒防止等の観点から、酒類業界が今後とも適切な対応に努めるよう指導すること。

一 自動車関係諸税については、社会経済情勢等の推移に即応しつつ、そのあり方について幅広く検討すること。

一 変動する納税環境の下で、業務の一層の複雑化・国際化に対処しつつ、税務執行面における負担の公平確保の見地から、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の層の確保等につき特段の努力を行うこと。

一 納税者意識の向上のための啓発活動の充実及び納税者の応接のための庁舎環境の改善など納税者サービスの一層の向上を図るよう努めること。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げます。

○藤井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤井委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。林大蔵大臣。

○林(義)國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○藤井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○藤井委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤井委員長 次に、内閣提出、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

第二は、減免税還付制度の改正であります。原子力研究用物品等の免税制度について、適用実績がなくなつたことから廃止するとともに、平成五年三月末に適用期限の到来するそれ以外の関税の減免税還付制度について、その適用期限を延長することといたしております。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

○林(義)国務大臣 ただいま議題となりました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国際開発協会は、設立以来九次にわたり増資を行つてまいりましたが、このほど、今後三年間の融資財源を確保するため、第十次の増資を行うことが合意されました。政府は、開発途上国の経済社会開発における国際開発協会の役割の重要性にかんがみ、その活動を積極的に支援するため、この合意に従ひ、追加出資を行いたいと考えております。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、減免税還付制度等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

国際開発協会は、設立以来九次にわたり増資を行つてまいりましたが、このほど、今後三年間の融資財源を確保するため、第十次の増資を行うことが合意されました。政府は、開発途上国の経済社会開発における国際開発協会の役割の重要性にかんがみ、その活動を積極的に支援するため、この合意に従ひ、追加出資を行いたいと考えております。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

本法法律案の内容は、政府が国際開発協会に対して、従来の出資額のほか、四千七百七十五億九百七十四万円の範囲内において追加出資を行い得るよう所要の措置を講ずるものであります。

第一は、関税率等の改正であります。昨年九月の米乳製品・でん粉等協議の合意に基づきポテトフレーク等の関税率の引き下げ、石油に関する国内の規制緩和に対応した重油の関税割り当て制度の廃止等を行うとともに、平成五年三月末に適用期限の到来する暫定関税率の適用期

以上が関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○藤井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○藤井委員長 これより質疑に入ります。

○仙谷委員 仙谷でございます。まず、関税定率法、暫定措置法関係について伺いをいたしたいと存じます。

今回の改正の中で、いわゆる重油について関税の割り当て制度を廃止する、それからこれを一般の税率化という、一般の税率で関税化するという方向に改正をされたということなのでありますけれども、この理由と趣旨、あるいはその意味するところをお聞かせいただければと存じます。

○米澤政府委員 お答え申し上げます。我が国の石油産業は、従来から各種石油製品の輸入を抑えて、原油を処理して供給する方式、いわゆる消費地精製方式を基本としてまいりました。そうした中で、石油製品全体の需給バランスを確保して、安定的な石油の供給を図っていくため、通産省の方で原油処理指導により、連産品でございまして各種石油製品の生産量を調整する一方、石油製品需要の相当部分を占めていた重油の輸入量を調整してこられたところであります。その一つの手段といたしまして、重油の関税割り当て制度は、昭和四十七年度に重油の輸入自由化が行われました際に、輸入量調整を的確に行つていくために導入されたものでございます。

しかしながら、昭和六十一年に特定石油製品輸入暫定措置法が施行され、これまで行われてこなかったガソリンなど石油製品輸入を石油精製会社が本格的に行うようになりまして、こうした需給環境などの変化を受けて、石油産業に対する一連の規制緩和措置が通産省の方で行われてまいりました。その最後として、昨年三月末をもって原油処理指導が廃止されましたことにより、各石油精製会社はそれぞれの判断で生産、輸入を行い、み

ずから需給調整を図るようになったものでございます。

こうした状況のもとでは、関税割り当て制度はその存在意義が薄れるとともに、場合によっては各社の自由な判断の障害にもなりかねないといった事態になってきております。また、そもそも関税割り当て制度そのものにつきましては、関税率審議会におきまして、安易にその存続を認めることなく、絶えずその見直しを行うべき旨の指摘がたびたびなされていくところでございます。

以上のような状況を踏まえまして、重油の関税割り当て制度につきましては、本年度末をもって廃止し、一般税率に移行するよう法律改正をお願いしているものでございます。

○仙谷委員 そこで、一般税率へ移行されますと、国内の需給関係が、以前オイルショックのときに、あるとかないとか、足りるとか足らないとかいう話があつて、混乱をしたこともあったやに聞いております。この税率の設定とその需給関係の安定化といましようか、これについて、関税局の方でお考えがございましたらお述べいただきたいと存じます。

○米澤政府委員 お答え申し上げます。現在、一次税率によりまして輸入されております重油は、ほとんどが国内生産のみでは供給が不足する電力用の低硫黄重油でございますが、当該重油につきましては、これまでと同水準の関税率を設定していることといたしておりますので、関税割り当て制度廃止後においても、関税率の面から輸入のインセンティブには変化がないものと考えられます。

○仙谷委員 いずれにしましても、国民の生産活動あるいは生活に直接関係をしてくる重油といましようか石油の話でございますので、今後とも十分注意をして関税の運用をしていただきたいと要望しておきます。

続きまして、関税当局の職員の労働条件といましようか、いろいろな環境変化に対応する措置でございます。

ちょっと統計を拝見いたしますと、昭和五十六年から平成四年というところで指数を見てみますと、五十六年を一〇〇としたとすると、輸入の許可が二七七程度、入国旅客の数が二五九、輸出許可が一六三と飛躍的に件数が増大をしておるようでございます。それから、いわゆる国内に入ってきてはならないと思われる銃砲、不正薬物、こういうものも、平成四年は少々減少しておる物品もあるようでございますけれども、向精神薬と言われるようなものは飛躍的に税関で摘発がなされておるような数字も出ておるようでございます。

こういういわば複雑になったり、あるいは密輸とか、こういう不正な物品の日本国内への搬入という観点では、手口が巧妙になったり、現場は大変な状況になっているのではないだろうか、こういうふうにも私は考えております。税関職員の方から私どもはよく我々の方々に聞かされてくるという状況でございますので、この点、税関当局の御認識と今後の対応策について、簡単に結構でございますけれども、お聞かせをいただければ、こう思っております。

○米澤政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、税関の業務量は毎年大変な勢いで増加してきておりますし、それからまた業務量が増加する中で、麻薬、銃砲等の社会悪物品の取り締まりの要請というものはますます高まっているところでございまして、特に、世界情勢のいろいろな変化のもとで、日本に対するそうした社会悪物品の流れ込みの危険といったものも増しているところでございまして、当委員会におかれましては、何度も附帯決議をいただいておりますが、「中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。」という御決議を百二十三国会においていただいております。

私どもといたしましては、大変厳しい行財政事情のもとではございまいけれども、まず私ども自身、電算化でありますとか情報機能の充実でありますとかいった業務運営の効率化に努めるとも

に、定員の確保及び職員の処遇改善に最大限に努力しているところでございます。今後ともこうした事態に備えて引き続き最大限の努力を続けたいと考えております。

○仙谷委員 私どもも、税関の職場で過労で入院をされたりあるいは過労死が発生するというふうなことでは、ますますその職員の確保もままならないことになってくるのではないだろうかと思ひますし、あるいは職場の環境が厳しければ要らざる紛争も発生するのではないかと、こういうふうな危惧しておるところでございます。今後とも、職場環境あるいは処遇それから定員確保について、国会の方でもそういう観点から応援したいと存じますので、努力をしていただきたい、これも重ねて要望いたしておきます。

続きまして、貿易関係でございますので、最近のアメリカの外国企業課税強化といいますが、みなし利益課税といましようか、この問題について若干お伺いしておきたいと存じます。

新聞報道等を見ますと、クリントン政権が発足する前段階で、現在のベンツェン財務長官が財務長官になる前に、公聴会で、いわゆる外国企業の課税をする、あるいはそれ以前の段階では、四年間で四百五十億ドルの、五兆四千億円になるの、しようか、外国企業課税の強化をするという選挙のキャンペーンが行われていた、そんなことも聞くわけでございます。

クリントン大統領が就任されて、二月十七日に経済政策を発表されました。その経済政策の中に含まれる移転価格税制、この外国企業に対する課税の強化というものは実態としてはどうなっておるのでしょうか、まずその点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○濱本政府委員 クリントン大統領は、昨年の選挙期間中に発表いたしました経済政策におきまして、外国企業課税強化によりまして四年間で四百五十億ドルぐらゐの増収を図りたいという旨を明らかにしたと報ぜられておりましたけれども、その具体的な中身は必ずしも明らかにされておま

せんでした。

新しい政権がスタートいたしましたして、本年の二月に発表されました増税案によりまして、二つの柱があるように思ひます。一つは移転価格税制の執行強化、いま一つは過小資本税制の強化でございます。一九九三年から九八年までの六年間で、それぞれ三十八億ドル及び六億ドルの増収を図ることとしております。

必要がございますれば、これらの中身について御説明いたします。

○仙谷委員 多分日本企業だけではなくて、アメリカの企業がアメリカ以外の地域で生産したものをアメリカに持ち込むときにも関係があるのではないだろうかというふうに推測しておるわけでございます。

この移転価格税制に係る財務省規則というものが制定されたといいますが、さしようとしていというところが新聞等にも書かれておるわけでございしますが、これはどんな内容で、従来行われてきた国際ルールとの関係はどんな関係になるのか、この点についてお答えいただければ幸いでございします。

○濱本政府委員 移転価格税制の執行強化に関連いたします点を申し上げればよろしいかと存じますけれども、これは九〇年に立法されました国内歳入法に規定がございまして、増額更正を行いました場合には過少申告のペナルティーを科すという規定がその中に設けられておりました。

やや細かくなりますけれども、四百八十二条という規定がございまして、その規定によりまして、税務当局が調べてみまして、ネットの調整額が一年度当たり一千万ドルを超える、あるいは調整額が一年度当たり一千万ドルを超える、あるいは調整額が適正価格に比べて二〇〇%以上過大であるとか五〇%以下過少であるとか、そういう場合に、過少申告額の二〇%相当額をペナルティーとして科すという内容でございしました。また、ネットの調整額がもっと大きくなりますと、そのペナルティーの額ももっと大きくなる、こういう仕掛

けになっておったわけでございます。ただし、納税者が、取引に当たりまして合理的な理由と誠実な姿勢に基づき価格を決定したということにつきまして証明をした場合には、そのペナルティーを免れるということになっておったわけでございます。

今回財務省により発表されました改定内容について申し上げますと、納税者が今申し上げましたペナルティー免除の要件を満たすためには、文書によって自己の取引が一定の独立企業間の価格算定手法に基づいた適正なものである旨を証明する、そういう証明文書を準備する必要があるという内容でございします。その文書自体の中身の詳細というものはまだ明らかにされておりません。

○仙谷委員 この点については従来からOECDで合意があるというふう聞いておるわけでございします。それから、今お答えになったわけでございしますが、財務省規則で比較可能利益法という、何か比較対象企業を選んで、そこでの利益率といひますか利益を判定した上で、この程度利益があるはずだということでも課税しようとしておるのではないだろうか、こんなことも考えておるわけでございします。

また一説には、どうもアメリカは日本の貿易黒字あるいはECとの関係において、ある種の輸入制限を関税あるいは量的規制というところでやるのではなくて、この移転価格税制をフルに使って実質上の輸入に対する抑制をするのではないかと、今そういう見方も出ておるようには私は聞いておるわけでございします。

その点につきまして、日本の税務当局といひますか日本の立場からして、あるいは日本の国益というふうな観点でなくて公正な自由貿易のシステムを維持するという観点から、こういう移転価格税制というものがOECDならOECDの基準に照らして間違っている、あるいはOECDの中で議論をすべきだというふうな考え方は大蔵省の方でもおありになるのでしょうか。

○濱本政府委員 前段お話がございました点でこ

ございますけれども、移転価格税制の具体的な適用に当たりまして、従来から幾つかの手法が既に考えられておりまして、例えば比較可能独立価格法、これは同様な状況におきまして法人が非関連者との間で行った同種商品の取引価格から独立企業間価格を算定するというわかりやすい方法でございますけれども、以下、再販売価格法でございますとか原価加算法でございますとか、そういった幾つかの手法というものが認知されておったわけでございますけれども、それだけでなくて、コンパラル・プロフィット・インターバル、CPIと称しておりましたけれども、比較対象利益比率法という別途の方式をさらに持ち込む、それをどう位置づけるか、その優先劣後の関係等においてどう位置づけるかという議論が出てまいったわけでございます。

そういう議論につきましてはOECDの諸国も同じように関心を示すわけでございまして、我が国それからOECDの他の諸国とアメリカとの間でいろいろな議論が行われてきたことは事実でございます。

ただ、それにつきましてOECD側の意向もアメリカに伝わり、アメリカもまたそれを受けていろいろ考えるというプロセスをたどっているわけでございますが、今先生がお話しになりました最後の部分に関連いたしまして、貿易問題との関係でどういうことであるのかというところでございますが、先ほど仙谷先生、最初のところでお示しでございますように、アメリカの移転価格税制というのは、実はむしろ、事の起りは、主としてアメリカ系の企業の所得の海外移転に対してアメリカ政府としてどう対応するかということから起こってまいりまして、一九八〇年代の後半になりまして、今度逆に外資系企業の納税水準、アメリカの国内における納税水準がアメリカの企業に比べて低いということが意識され、問題視されるようになってきた。

という認識のもとにとらわれている措置あるいは行われている議論なのでございまして、そういう資本の出入りあるいは物の出入りというもののについて、アメリカの立場としては、入ってくるものと出ていくものと両面を押さえる形でこの問題を考えてきたわけでございます。

したがって、例えば米国側が貿易赤字の削減とか、貿易取引そのものの今の状況というものを意識して何かこの税制で事を図るというような感じの議論、そういうことに関連づけた議論というものは、今までのアメリカの主張からは私どもは聞いておりません。

○仙谷委員 その種の話、それからこれはもう三年も前になるわけですが、以前この委員会が正森委員の方からも援用してお話があったと思いますが、今副財務官をなさっておる黒田さんが「米国の外資課税強化に反論する」という論文をお書きになっている中で、「日米構造問題協議の中間報告においては、米国側のイニシアチブとして日米両国企業間の無差別待遇を規定した租税条約が結ばれていることが再確認されたことは非常に意義がある。」というふうに書いていらつしやいます。ただ、こういうふうには書いていらつしやいるというところは、つまり無差別待遇にならない危険性も相当あるのではないだろうかということと三年前から危惧を、警鐘を鳴らしておるということではないだろうかと思ひます。

それで、いろいろクリントンさんのこの外国企業課税強化については、揣摩推測のたぐいもありまして、いろいろ斜めから見て物を言う人もありまして、いろいろけれども、現実には日本のこの貿易黒字一千百億ドルという額については、アメリカから見ても余り気持ちのいい感じを持ってないことも間違いないわけございまして、ただ、そのところをどういうふうな整理していくのかということ、日本側の問題でもあると同時にアメリカ側の問題でもあるということ、いろいろな手段が使われる可能性もある。戦後世代でございまして、

ドライにやってくる可能性もある、こういうふうな考えでおいの方ではないだろうかと思ひます。

この点はまさに、先ほども申しましたけれども、日本の国益という観点からだけではなくて、余り特異な税制で貿易障壁といいますが、輸入障壁になるようなことをアメリカがやらないように、日本の大蔵省といましようか、税務当局もひとつ頑張っていたきたいということをお願い上げて、この問題を終わります。

それで次に、景気動向がいろいろかまびすしいといいますが、きょうあたりですとマネーサプライがやや上向きになってきたのではないだろうかという新聞記事も出ておりました。それから、株価が一万八千円に戻ってきたというふうな状況もございまして。

ただ、依然として私は、設備投資が昭和六十三年からは甚だ行き過ぎた。私が今持っている資料で見ましても、いわゆる産業構造転換法という法律で過剰設備を廃棄した業種が、六十三年から六十二年までに廃棄した業種が、六十三年から一挙に二けた台の設備投資を三年間あるいは四年間行つて、そして能力増強を甚だしく行つた。自動車産業などは、乗用車については大体バブル期の頂点のところで三百万台の生産能力から六百万台の生産能力になってしまったというふうな、いわばある種見境のない投資が行われたことが現在の景気回復のおくれにつながつておるのではないだろうかというふうに感じておるわけでございまして。後でまとめて大蔵大臣にもお答えいただきますけれども。

そしてもう一つは、当然のことながら、金融といいますが、土地でございまして。この土地問題というのは、土地に対するある意味では過大な投資というものが、大げさに言いますと現在の金融恐慌的な議論を生んでいるというふうに思ひます。余りにも土地を信用創造のネタにし過ぎて、そこに過大な融資をして、それが焦げついておるといふのが現在の不良債権問題ではないだろうか、そ

んなふうに私は思っております。

そういう意味では、私は地価税の問題というものもあるいは金利政策というものも少々、いずれにしても遅きに失したのではないかと。これは感じでございますけれども、半年から一年、一年半ぐらい以前の、二・五%の公定歩合を締めるのがおくれたのではないかと。それから、国会の中にもあるいは政府の対策としても、地価税のような保有コストを適正に土地の所有者あるいは保有者に課するそういうシステムの導入が半年から一年おくれたのではないだろうか。結局、導入したときには実体経済の方はどうも収益還元価格と投資とのバランスにミスマッチが起きて、もう既に景気は下降線を下り始めておつて、我々が予期した以上の地価税効果のあるいは金融引き締め効果なのかわかりませんが、つまりなだらかに土地が低下しないで急激に下落しておる、こんな状況でないかなというふうに私は思つてございまして。

ところが、地価税の答えだけで結構なんです、どうも昨年末の自民党の税制調査会の議論を私どもが横から見ておりますと、何かもう既に地価税は役目が終わつて、これを亡き者にしようという声が相当大きい声として聞こえてきたように私は理解しておるわけでございまして。平成二年の末の自民党税調の中では、土地を要するに信用創造のネタ元にし過ぎたという反省が語られたり、土地神話を打破しなければならぬということが論議をされたりしていたのに、そのたつた二年ぐら以後にもう地価税が下り過ぎて、それで来年度、つまり今年年末の税制改正においては地価税についても抜本的に見直すことを検討しなければならぬというふうな議論がなされているというのを見まして、これはこれはまた気の早いといひますか、定見のないというふうに思つたわけでございまして。

こういう動きにつきまして、大蔵大臣、どのようにお考えになっていらつしやいますでしょうか。

○林(義)國務大臣 私に對する御質問は二つあったと思いますが、設備投資が非常にふえているんじゃないかな。確かに八八年から、バブルの時代にエクイティファイナンスなんかで非常に企業が資金調達に楽になった。伝統的な考え方によりまして、企業の設備資金は銀行借入れでやるというのが、そういったいわば自己資本調達というような格好ができるという形で二けたぐらいの伸びをもたらしただけという事は、私は事実だと思ひます。

そうした形でありましたから、設備に相当に向かったということも事実であります。過ぎ過ぎたから、今ちょっとその反動食っちゃって、今伸びてない、こういうことでありますけれども、私は、これからどうなるかというのを見れば、必ずしもそのままで、落ちたまになつてゐることはないんじゃないかと思ひます。それは、これからならかな成長の方向へ行くならば、設備投資というのには必ず改善をしていかなければならない話でもありますし、私はまた急速な伸びがあるとは思ひませんけれども、やはりなかなか形での設備投資というものは期待できるんだらう、こう思つておるところでございます。

もう一つお話がありましたのは、地価税の話でございますが、地価税につきましても、地価が非常に高騰した、そこはやはり何かしなければならぬ、やはり一番の元凶でありましたのは土地神話でありまして、その土地神話を打破していくためには土地の保有について税金をかけていくということしかないではないか、こういった形で今の制度ができたわけでありまして。

自民党の中でもいろいろと議論はありましたが、私も当時税制調査会におりましたいろいろな議論には参画いたしましたけれども、やはりこれをやっていくということが一番大切なことだらう、こういうふうな形で大体の話はまとまってきた、こういうふうな形でおるところであります。あるいは、いろいろな御議論があるということになりまして、実は土地の保有について税金

金をかける、こういうことでございますから、固定資産税という税金、固定資産税という形で土地の保有に税金がかかつておる、同時にまた新しい税金をどうするかという形で、二つの税金をどういふふうな形で調整していったらいいかなどというふうな議論があつたことも事実でありますけれども、私は、地価税というのは地価税本来の制度としてこれから安定した形で動かしていかなければならないものだ、こう思つておりますし、党の中でいろいろ議論がありましたけれども、大体そういうふうな格好に落ちついてきてゐるものだらう、こういうふうな形に思つてゐるところでございます。

○仙谷委員 本年二月の初めには、経団連の平岩会長まで、どうも地価税は廃止をした方がいいのではないかと一方で言つておられます。当然のことのように不動産協会理事長の坪井東さんは、今度のこの地価税の申告実績における土地等保有の実態というのが発表されたわけでありましてけれども、これについて「一部の法人だけが不当に高額な負担を強いられ、不公平性を明らかにしたものだ」、不公平だ、こう言つておるわけですね。「地価税の課税対象土地は面積的にも極めて限定されているのに、法人・個人間や業種間の比較を行ひ、あたかもこれが日本全体の土地保有の実態を示したものであるかのような印象を与えるのはきわめて遺憾だ」と批判した。つまり、何か大蔵省が地価税申告の実態から日本の土地保有の実態はこうだ、あるいは高額土地の保有している実態はこうだ、こういう発表をしたことが非常にお気に召さないような話になつておるわけでございます。

こういう見解について、大蔵省の方はどうお考えなんでしょうか。先ごろ発表されたこの土地等保有の実態、これの要点を二、三点挙げていただいて、この坪井さんという不動産協会の理事長さんのコメントについての御見解を伺えればと思ひます。

○濱本政府委員 地価税が実施されたことに

よりまして、今まで我々が捕捉できなかったいろいろな土地に関する新しい実態というものがわかつてきたような気がいたします。

先生は今、何点かそれを申し上げるようによいお求めでございますけれども、例えて申し上げますと、地価税の課税対象となりました法人分の土地というのは、法人が所有しております土地全体の約六割強を占める、つまり少数の法人が我が国の土地資産の大半を有しているという実態を明らかにしているように思ひます。

今、全法人数は二百五十万社と言われておりますけれども、地価税の納税対象となつた法人は約二万八千社でございます。全法人の二割強でございます。この一割強の法人がどれくらい土地を有しておるかということになりますと、その二万八千社が有しております土地の価格が四百八兆円、これに對しまして我が国の法人が所有しております土地資産総額が六百四十四兆円ということでございます。全体の約六三・四％の土地がこの二万八千社に掌握されておることになろうかと存じます。

それから、地価税の課税対象土地のうちで法人所有でございましたもの、これは法人の所有地と個人の所有地とに分かれますけれども、法人所有地でございましたものは約九割に達しております。居住用土地を除きました一定以上の資産価値を有する土地保有は法人に偏つておること、これも、これは当初論議されておつたことでございますけれども、より鮮明になつてきたと思ひます。

また、今大きい企業についてというお話が少しございましたけれども、法人の資本階級別の申告状況を見ますと、大法人に土地資産が集中している実態が明らかになつてきたように思ひます。例えて申しますと、資本金百億円以上の企業、申告件数が全体の三割でございますけれども、この三割の企業にかかります課税価格が百二十二兆に相当しまして、全体の四割を占めてゐるという実態も明らかになつてまいりました。

○仙谷委員 いわば私どもがかねがね申しております

ます法人資本主義の一つの端的な事例がこの土地問題でもあらわれてゐるということだと思ひます。

ちよつと時間がございますので、この土地税制に絡むもう一つの問題を申し上げます。

大蔵大臣、今、金丸さんの脱税事件というのが世をにぎわしております。私は、この事件の切り口は二つあつて、政治腐敗防止といひますか、裏金、やみ金を政治家と業界の間でやるためにはどうしたらいいのかという問題が我々に突きつけられてゐると思ふのです。

もう一つは、やはり一方では許認可行政あるいは税制との絡みで業界のある種の自民党何とか部会に對する働きかけや何とか省に對する働きかけ、ここにお金が動くということが、金丸さんの事件は道路とか土木工事とかそういうことで動いたんでしようけれども、やはり大問題だと思ふのです。

私が仄聞をし、かつまた報道等でもあらわれてゐる中に、この土地税制の絡みでは、国土庁次官だった人が比例区から自民党で選挙に出る、ほとんどの金額を、ほとんどの政治献金を不動産業界から集めて、そのお金であるいはその業界が集めた名簿で比例区の間中ぐらゐにランクされて当選してきた。当選してくるやこの買いかえ特例をつくる、あるいは地価税を亡き者にしようとして不動産業界と一緒に走って走り回るといふふうなことがあつたらうとすれば、これは広い意味での取賄の事例といふふうな言つていいのじゃないかと私は思ふのです。そのようなことが日本の税制をゆがめたり、あるいは予算づけをゆがめるといふふうなことはあつてはならないわけでございます。

私は今、さる元国土庁次官の政治資金の報告書を持つていますけれども、個人から集めたと稱してゐるのは五百万ぐらいです。あと五億円近い金が、ここに記載されてゐるのは一億五千万ぐらいが不動産何とか政治連盟とか何とかといふところから集まつて、あとは何か党友会費とかなん

とかいって自民党にたん納めたものの四割が返ってくるという話になっておいて、それが四億円も返ってきておるわけですね。

こんなことがまかり通るようでは、昨年末の自民党税調の中で、平成六年度改正については、地価税についてその必要性を含めて抜本的検討をするということをおっしゃるわけですから、地価が下がったから必要性ない、やめようではないかという話にもしなるとすれば、不動産業界と建設業界の運動が功を奏してこの税制がなくなる、こういう話になるわけでございます。多勢に無勢で、我々の方が幾ら論理的にそれがおかしいと言っても、数で押しまくられてこの税制が亡き者になるということだつてあり得るわけでございます。

私は、今度のこの地価税を導入するといふことが創設したことよかつたことは、やはりある種安心して金利の引き下げができる環境をつくっておけたということだと思ふのです。

それから、バブル経済と言われる経済の反省といふのは、この間予算委員会で大蔵大臣もおっしゃっていかもわかりませんが、山高ければ谷深しといふけれども、やはり景気循環といふのは、余り極端な話が起りますと庶民が迷惑しますから、できるだけ安定的なシステムにする、安定的な循環が景気循環としても望ましい。循環自身は避けられないにしても、波はなだらかであればあるほどいいということを考えますと、やはりこの地価税の導入といふのは非常に意義があつたのではないかと。

とりわけこれから日本の課題が、官澤首相の方は生活大綱というふうに言っていますけれども、社会資本整備だということになりますと、社会資本整備するためには土地が安くないと、土地代に全部食われるというふうな社会資本整備といふのは何をやっていいのかかわらないという話になるわけでございますので、そういう観点からもちよかつたと思ひます。

私の近所でもついに三、四年前にマンションが建たなくなつて、つまりマンションでは、もうそ

の家賃では入れる人がなくなつてオフィスビルになつた。オフィスビルを一棟借りするような業者が相当あつたわけですが、最近家賃が高いからとどんどん出ていっていきなくなりました。がらになつていいます。

それは多分賃借人の収益と家賃のバランスが合わなくなつたから出ていったんだと思ふのです。地方へ出ていっていただいたとすれば、いいことだと私は思つておられますけれども、そういう状態でございます。地価税を、もう土地がここまで低くなつたからやめようなどという話はない話だ。

これは消費、所得、資産の課税のバランスから考えてもとんでもない話だと思ひますけれども、経済政策を進める上についても、やはりこのような制度といふものは、このようなシステムがビルトインされている方が経済政策自身の許容範囲が出てくる、こんなふうに私は考えておりますので、ひとつ大蔵省の方でも、もし自民党税調が無理難題を言つてこの地価税を亡き者にしようといふことが行われようとしても、大蔵大臣筆頭に頑張つていただきたい、こういうふうに思ふわけでございます。ひとつ御決意をお聞かせ願ひまして、質問を終わりたいと思ひます。

○林(義)國務大臣 仙谷委員からいろいろなお話がございます。地価税といふのは、委員御指摘のように土地政策、土地税制といふか、土地の金融メカニズムに対してやはり一つのかねめ石になつておるのだらうと思ひます。

かつての時代に土地神話といふのがありまして、土地がだんだん上がつていく、買っておけば何しろよろしい、またそれを担保にして金を借りる、またそれを担保に借りた金でもつて土地を買うといふような格好でやつていくことがいかに経済に対して悪影響を及ぼしたかといふのは、お互い身にしてみれば感じるところでありまして、そういう形の中でこの制度が着実に伸びていくといふことは必要なことだらう、私はこういうふうに考えております。

党の中で抜本的にといふのも、先ほど申しましたようないろいろな諸問題がありまして、特に固定資産税とどういふふうにするかとかという問題はあつたかと思ひますから、そういうことも含めてやるといふ話だらうと思ひます。地価税の持つてくることの経済政策的な意味については、大抵の方々の御理解を賜つておられるところではないか、こう思つておられるところでございます。

○仙谷委員 どうもありがとうございます。終わります。

○藤井委員長 渡辺嘉藏君。

○渡辺(嘉)委員 ただいま議題となつております国際開発協会への二十六億SDRの出資について質問いたします。

まずSDRについてですが、御案内のとおりかねて長年の間、アメリカの国際収支の赤字とそれがたつたの大量のドルの海外流出等によりまして、一つは国際通貨制度を不安定にしておる、あるいはまた一國の通貨によつて流通するのではなくて、国際的に管理が可能な通貨を創設しよう、こういうようなことで一九六八年の五月、IMFの総会でSDRが決定されたわけですが、そして七〇年の十一月に三十五億SDRを、一ドル一SDRからスタートして配分をして、今日では二百十三億五千万SDRが配分されているわけですが、今ではこの一ドル一SDRでスタートしたものが、ドル安によりまして一・三七ドル、こういうことになつておることは御案内のとおりですが、こ

こで今回国際開発協会に百三十億SDR、これを貸し出す、そのうちで二〇%の二十六億SDRを日本が負担をしよう、こういうことなんですね。そこで、その価格をドルに直したら三十六億ドル、日本の価格に直したら四千七百七十五億円で、三ヶ月から六ヶ月までの間のレートによつて算出された。その結果、今日のレートによつて換算すると、約四千二百億円で済むのです。言うなれば

五百億円日本は国損をするわけですね。こういうようなことについて、どういふ考え方でこういう取り決めにしてきたのか、今までの慣例、慣行といふことだけでなくて、日本の国益を守る立場から問題ではないか。

○中平政府委員 ただいま先生からSDRがどのようにしてできて今日に至つたかというお話がございました。

基本的におっしゃるとおりであります。今回のIDAの増資交渉におきまして、増資規模を幾らにするか、各国の負担額を幾らにするかといふのはおっしゃいますとおりSDR建てで議論をされました。そしてそのSDR建てで幾らにするかといふことを決めましたけれども、各国の通貨に換算する場合に幾らの為替レートで換算するかといふことを、これは従来からそういうことでございまして、同時に決定をいたしました。各国とも昨年の三月から六月までの平均為替レートといふもので換算をいたしました。その結果として、先生おっしゃいますように最近急激な円高もございまして、ごく最近の円の為替レートで計算したものと差が出てくることは事実でございます。

ただ、こういうふうにはSDR建てで決めますと同時に、各国で幾らの為替レートで換算するかといふものも決定する、こういう方式を従来よりとつております理由は、IDAに対する提出が、三年間にわたつてこの払い込みを行ひます、さらにはこの払い込みは通貨代用国債、いわゆる出資国債といひまして、それを現金化するのには非常に長期にわたつて行われるといふこともございまして、各国の負担額をそれぞれの自国通貨の額で確定をさせまして、為替変動に伴う調整上の煩雑さを回避しようといふことでやつてきておるわけでございます。

おっしゃいますように、円高になりますれば、もし現在の為替レートで換算しますともう少し小さい額になるというふうなことはあるわけでございますけれども、為替レートといふのは上昇する

こともございまして下降することもございます。例えば、昭和六十三年、一九八八年の十一月には百二十一円十五銭でございましたが、その一年半後の平成二年、一九九〇年の四月には百五十九円九十五銭と約六十円まで円安になったこともございます。そのように、確かにその時点時点で見ますと得が出たり損が出たりすることがございましてけれども、一定の額で固定をいたしましてやっつけていくということが、長く続けていく場合には為替レートの変動によってその都度変えていくというよりは各国にとって便利である、こういうことで各国合意してやってきているわけでございまして、御理解をいただきたいと思うわけでござい

ます。

○渡辺(憲)委員　そういう計算は、かつての十六カ国の通貨でやっていた時分ならともかく、今のようには日米英仏独五カ国の通貨でやるわけですから、計算は簡単なのです。そうすれば払い込みの直近三カ月とかこういうレートで、最も新しい数値で計算をして対応していく、これが一番必要なことではないか。

大蔵省からもこれに参加して協議されたわけですが、この際今までの、もうそういう一年も前のレートでなくて、国債で払い込むわけですが、払い込むときの金額はその直近の三カ月の平均レートで計算するように改めるべきじゃないか。そうでなければ各国とも困る。ましてや今のうちにアメリカのドルがいろいろな事情から弱含みのときに、それを補完するために設けたSDRなのですね。このSDRが余り活用されていない。部分的にしか、官しか利用していない。民間ペー

スでは使っていないわけなんです。この際、米ドルが世界の基軸通貨のごとく動く、これは改めた方がいい。この際はSDRで計算して国際流通性を確保した方がいいのではないか、この方が安定性があると思ふのですが、この点についてはどうですか。

○中平政府委員　先生おっしゃいますように、SDRというものが国際的な通貨のバスケットで計算をされておりますので、ドルで、ある一国の通貨で増資の総額を議論するよりは、SDRという国際的な通貨単位と申しますか、そういうもので増資の計算をする、その合意をするということが適当であるということでは先生おっしゃるとおりやっております。今度各国が出資をする、提出をするという場合に、何億SDRというのでは、これを何年間に分けていきますし、そのときときによってこの金額がそれぞれの自国通貨で幾らになるかわからないというのでは、各国、国内手続として調整が非常に煩瑣になるということで、日本であれば何億円、各国それぞれの通貨で今回は幾ら出すのだ、こういうことを決定したい。そうでないと、一年後にはどうなるか、二年後にはどうなるか、こう分けて出していくと、そこが確定しないのでは困るという皆さんの事情がありまして、全体は先生おっしゃるようにはSDRでやりますけれども、各国の提出額、出資額は一定の換算率で確定しまし、そうすればそれが予想のほかふえるとかいうことにならないで済む、こういうことでやってきているわけでございまして、その点は御理解をいただければと思うわけでござい

ます。

それから先生のもう一つのお話に、ドルが基軸であつてこの辺を少し改めていくべきではないかというお話もあつたというふうに考えておりますけれども、確かに全体として見れば、例えば日本の貿易をとりましても、かつて圧倒的にドル建てでございましてけれども、だんだん円建ての比率がふえていくというように、少しずつ通貨が国際的にいけば分散していくといえますか、特に、ドルに加えてマルクとか円というものがかなり広く使われるようになってきているということはそのとおりでござい

ます。

○渡辺(憲)委員　今局長のお話を聞いておると、説明はあるけれども答弁じやないのですよ。僕がそういうふうにしたらどうか、こうあるべきじゃないかと言うことに對して、あなたは説明だけしたわけですね。これではだめなんです。僕は直

近のレートでやるべきだ、それからSDRをもつと広げるべきだと言つたのであつて、円建てでいけとは言つてないのですよ。いいですか。マルク建てでいけとも言われないのです。これはやはり五カ国の平均のバランスの中で国際流通を図るのがこれから必要だと思ふので申し上げた。

しかし、これに余り時間を食つておると、あとがつかえておる人も大勢おられるので、ここで終わりますが、これはまた後ほど一遍やりたいと思つております。これについて何か補足があつたらまた言うてくださいます、答弁があつたら、説明はもう要りませんから。

それから次に、金丸事件で不正の問題、脱税の問題、政治腐敗に対する政治不信の問題が出て、これは国民的な、むしろ歴史的な大きな課題になつたわけですね。政治献金の金はねというか私財の蓄積、これは今までも議論を尽くされておるわけですが、またその手法として使われたのが割引債券であつたということですね。この割引債券と、またこれを仲介取り扱ひをいたしました岡三証券、これがクローズアップされてきたわけですね。

問題は、どうしてこういう手法がとられたか。これも今までも予算委員会その他でも、この委員会でも議論されたわけですが、私は、この手法を講じた、小針さんのいわゆるサジェスチョンがあつたとかいろいろなことではあります。要は、こういう金融機関と証券会社との間にこういう問題についての取り扱ひに差別的な扱いが行われておる、行政的に指導されておるのではなかろうか、こういうことを懸念するのですが、その点はどうですか。

○寺村政府委員　銀行と証券会社の取り扱ひの差があるのではないかと申すお尋ねでござい

ますが、このマネーロンダリングの防止の観点と申すことからは、銀行も証券会社も口座開設とか保護預かり等の継続的な取引を開始する際には、公的書類等により厳格な本人確認を行うことが求められております。そうした継続的な取引以外の取引につきましては、三千万円以上の大口現金取引については、やはり同じように公的書類で本人確認を行うことが求められているわけ

でございます。この点につきましては、証券会社も金融機関も取り扱ひの差がないわけでござい

ただ、証券会社の場合に、顧客と有価証券取引を開始するに当たりまして顧客カードを作成することになっております。これは、証券会社が市場の仲介者であるという立場から、証券市場を利用する不正取引を排除するとともに、顧客の資力等に見合わない投資勧誘を防止し、それから受け渡し不能などの証券事故の発生を防ぐといった証券市場におきます投資者保護の観点から行われているものである、このように承知をいたして

おります。ただこの場合、顧客カードを作成するような場合でも、三千万円以上の取引につきましては、マネーロンダリング防止という観点から同じように厳しい本人確認が求められている、こういうことと

ですから、マネーロンダリング防止という観点からすると、先ほど申し上げましたけれども、本人確認につきましては銀行と証券会社の取り扱ひは基本的には差がない。ただ、顧客カードの作成というものが市場仲介者としての投資者保護の観点から行われる。つまり、市場の仲介者でいろいろな金融商品を扱っている、その投資者保護の観点から顧客カードが作成されている、その違いではないか。金融機関が、債券発行銀行が直接、単発の取引で、つまり保護預かりでも割引債を売った場合には、これは当然本人確認になりますけれども、そうでない場合は、三千万円以下はマネーロンダリングの観点から特に本人確認が義務づけられていない、こういうことと

ござい

○渡辺(憲)委員　今おっしゃつたとおりで、三千万円以上は本人確認を両者とも行いまし、ただ、これを行うことになつたのは平成四年、昨年かなんぞです。それからは義務規定になつたけれども、それ以前は努力規定だったわけですね、努力規定。平成二年以前は青天井であつたわけ

ね。

問題は、しからばその当時に証券会社はこうなっているかといえ、証券会社の場合にはやはり一万円でも百万円でも本人確認はしますよ。ただし、平成二年六月二十八日のこの細則によりますと、現金による一取引の取引額が三千万未満の国債、金融債等の取引を行う顧客による顧客カード作成の際の本人確認は、今の公的な証明は、一応それによらなくてもよろしい、こういうふうな細則を出されたわけですね。これは大蔵省も指導並びに目を通して出したもの、こういうことです。

○小川(是)政府委員 たいまお話がありました本人確認の問題につきましては、証券会社につきましてもは仮名口座の禁止と本人確認の徹底という二つの流れがこの十数年ずっとございました。いろいろな形でこうしたものをやるようにという要請をいたしてまいりました。それが平成二年の六月にマネーロンダリングの防止という観点からこの問題を取り上げましたときに、全体として厳しい公的書類による本人確認を行う、ただし、今委員がおっしゃった場合については、この公的書類による確認まではこの際はやらなくてもいいという形になったわけでございます。したがって、公的書類による確認で顧客カードをつくるというの、実はこのときに始めたものでございます。

○渡辺(憲)委員 ここに問題があるのです。要するに、金融債、国債等については顧客カードを作成するときでも公的証明は要りませんよ、こういうことを示達したということは、金融債ならばそういう本人確認はなされなくてもいいのだ、これはこういうふうな抜け穴になるのではないですか。

○寺村政府委員 もともと本人確認というのは、金融債の場合、無記名債でございますのでそのような手続はなかったわけでございますけれども、昨年の七月に例の麻薬二法が施行になったということで、まさに資金洗浄を防止するという観点から厳格な条件を付した。

ただし、そのときの考え方として、継続的な取引、例えば預金取引は、一円からでも継続反復される取引については厳格にやりましよう、それから個別の現金取引、これは小さくしますとまさにいろいろな手続上実行不可能な問題もございまして、それでマネーロンダリングという観点から三千万という線を引き、そこで初めて本人確認を行う、こういった措置になったわけでございます。

金融債でも保護預かりの場合は、やはり三千万以下でも本人確認をやる、こういうような取り扱いになっているわけでございます。

○渡辺(憲)委員 金融債、いわゆるワリシンを扱えば手数料が入りますね、証券会社なりその仲介をした人は。これは幾ら入りますか。まあ、いいです。それなら私の方から言おう。

これは、私の調査によると、百円につき五十銭入るといふのです。そうすると〇・五%ですね。そうすると、百億扱えば五千万円入るわけなんです。

こういう前提のもとに、この金融債なら無記名である。本人確認もしない。とすれば、いいですか、平成二年以前です。平成二年以前ですと、六十一一年、平成元年に十億ずつ買ったということが新聞に報道されている。そうすると、そういう債券を買ったときに、仮にその証券会社は、私のところはそういうことは、口座をつくって保護預かりすると本人確認をきちとやりますから、だから私のところはできない。しかし、証券会社がお手伝いをして、そしてそういう金融債を購入に行つた、こういうことになる、本人確認はしなくてもいいという抜け穴がここにあるのではないですか。

と同時に、その証券会社は手数料が入るのでしよう。とすれば、やはり証券会社においても、これだけのいわゆるパールの不況を浴びておるときに、あるいはまた営業努力をするという意味からは、こういうことについて、では骨折しましようかと一歩踏み出すことが違法でない限り行われる可能性は私はあると思うのです。こういう点につ

いてはどう思われますか。

○小川(是)政府委員 まず一つは、先ほども申し上げましたように、公的書類による確認を行うようになりましては平成二年の六月からでございます。そして、それ以前の本人確認というのはそういう公的書類による確認ではございませんでした。

それから第二点といたしましては、今お尋ねになつておられるのは、事実の問題として証券会社の社員が顧客のために割引債を銀行の窓口で買に行つた場合ということを設定してお尋ねになつておられるかと存じますが、その場合には、もし仮にそういうことがあったといたしますと、これは別に証券会社であれ、その他の方であれ、どなたか第三者のために銀行の窓口へ行って購入するわけでありまして、その証券会社の社員に手数料が入るといふことはないわけでございます。証券会社が業務として金融債を発行銀行のために売却したときに初めて手数料が入るわけでございます。それから、今のような設定であれば手数料の問題にはならないということでございます。

○渡辺(憲)委員 日債銀に聞いてみますと、こういう多額の、十億というような多額の購入の注文を受ける、そういうような場合には現金を持ってくる人はまずいないと言ふのです。一億も二億も現金を持って買に来るといふことはあり得ない。電話があるとしますとこへ行くと言ふんですよ。そうすると、その注文された場所へ行つて、日時、場所、それを扱った人の名前を聞く、そしてそれは報告書にして記録しておくのだそうですね。

私が日債銀に、じゃ、金丸事務所に行きましたか、こういうふうにはおっしゃらないんです。一般論としては、そういう注文があれば私も出かけていきました、そしてそれが場所がそういうところであっても行きます、そのかわり現金ですから二人か三人行って帰ってきます。

そうすれば、ここで問題は、大蔵省はこの日本債券信用銀行に対しても当然検査をいろいろしておるわけですね。こういう多額のものがばんばん

と動いている、そして場所がそういうところなら、異常だと思ふのが当たり前じゃないですか。大蔵省の検査はこの間にあつたわけなんです。

もう一つは、岡三証券に対しても検査をされたわけですが、そのときになぜこういうことが見つからないのですか。

○寺村政府委員 金融検査の方から申し上げますと、大蔵省で行います金融機関に対する検査は、預金者保護を図るための金融機関の経営の健全性の確保を目的として実施するものでございまして、税務上の目的から実施されるということではないわけでございます。

ですから、例えば今の割引債の問題なんかでも、もし検査をするとならば、この入出金の管理ですとかそういう内部事務手続が適正に行われているかどうかという点、恐らく昨年六月以前の検査でございます。そういう観点からの検査を行いますし、それから昨年の七月以降はマネーロンダリングの観点から本人確認が適正に行われているかどうか、そういうところを調査するわけでございます。

行いますので、かつその種のものは、臨店検査を行いますのは悉皆調査ではなくて一部の抜き取り調査でございます。仮にその間に金融検査が入つてもその事実がつかめるかどうか、これはちよつとその場合によつてはわからない。つまりその種の事務手続が適正に行われているかどうかというふうな観点からでございます。何か資金の源泉が、マネーロンダリングからも不適正な動きを察知できたら、そこはまさに銀行行政上の目的になるのでございまして、いわゆる税務調査が目的になっていませんから、そういう観点からの検査はやっていないということでございます。

○小川(是)政府委員 まず、岡三証券に御指摘のような仮名口座があつたかどうかという点につきましては、現在岡三証券から事実関係の調査を行っているという報告を受けている段階で、確認ができる状況にございません。

第二点といたしまして、これまでの岡三証券に対する証券検査の過程において金丸元副総裁関係

の仮名口座があったかどうかということにつきましては、これまでの検査でそういった事実を把握しては、これまでは承知いたしております。

○渡辺(嘉)委員 先ほど私が申し上げた岡三証券に対しての検査も行われ、それから日債銀についても検査をやる、それぞれ答弁されたけれども、それではこれは何のための検査をやっておるのか。こういう中身のことがもう当然わかるはずなんです。この検査をやっておれば、だから、一昨年から起きたあの損失補てんの問題のときでも、結局大蔵省の検査ではわからなかったでしょう。こういう検査のあり方ではないかというところとで昨年証券取引法と金融関係法を改正したわけなんです。そして昨年の二月か三月でしたか岡三証券も検査していらした。当然こういうことが明らかになるべきなんであって、これがまた全国に仮名口座で分けてあるということがもし事実だとすれば、こんなことわからぬはずないでしょう。本人確認しなければならぬのだから。そうでしょう。

だからこの点では、なかったのか、あったのか、それとも検査のときにはよう見つけなかったのか、この点はどうかですか。

○小川(是)政府委員 証券会社の仮名口座の問題につきましては、これを防止するという観点から、自主規制団体の性格を持っております日本証券業協会で本人確認を公的書類等で行うようにという規制を行っているわけでございます。したがって、証券取引に關し、あるいは証券会社の財務の健全性に関し検査すべきことはたくさんあるわけでございますが、こうした仮名口座という問題につきましては、第一義的には協会の自主規制に任せているわけでございます。

もとよりそのことは、実際の私も行います検査の過程で、たまたまそういう問題に遭遇したときにそのことを指摘しないというわけではございません。ただし、今具体的なお尋ねにつきましては、今日までの検査におきましてそうした事実を把握しているということは承知いたしておらない

ということでございます。

○渡辺(嘉)委員 非常になまぬるい答弁をいただいておりますが、先ほど私が申し上げたように、多額の金額の場合にはその場所へ行つて、そして日時、場所、金額、こういうものを打ち込んだ記録があるわけなんです。日債銀の検査でこういうものは見つからなかったのですか。

○寺村政府委員 金融機関が顧客のためにいろいろな対応をしていると思うのでございますが、金融検査の場合は、経営の健全性確保というのが目的でございますので、個々の取引のというところは必ずしも本来の目的でない。

仮に事務上の手続で、例えば行員の不正があるとかあるいは内部管理が不適正に行われますと、経営自体が問題であるという指摘になるわけでございますが、個々の取引、顧客との取引関係につきましては、例えば不良資産になっているとか、まさに経営の健全性の観点からの調査でございますので、ちよつとそこは、金融検査の場合は、そういうところはいわゆる検査の目的に当たらないのだと思うのでございます。税務調査とは違つて観点からの検査でございます。

○渡辺(嘉)委員 そうしたら、国税庁おられますか、おられない。では、これはまた別に聞きます。いすれにしても、監視委員会もつくと、この証券の問題、これを厳正に行うということになって発足しておるわけですから、この点は今後の万全を期していただくとともに、再発は何としても防止していただきたい。

と同時に、現在の株価の動きについてもひとつ聞いておきたいのです。

現在、株価がこの十数日間上昇を続けた。きょうはちよつと下がったわけなんですけれども、それでも一万八千円半ばまで来ておるわけなんです。一時から見るとかなりの値上がりをしてきたわけなんです。時間がありまけんからしよりますが、今皆さんのお手元へ資料をお配りしたのですけれども、委員長よろしかったらお配りいただきました。

これは何をあらわすかというと、再びバブルがあつたやらないということから、過日の大蔵委員会でも、また証券及び金融の特別委員会ときでもそうでしたが、キャピタルゲインからインカムゲインに入るべきなんだ、そして健全な証券市場をつくるべきなんだ、こういうことは常々私も申し上げたし、大蔵省側からもそういう意向を漏らされた。ところが、これに対する配当性向、各国の株価の収益率、それから外国の配当利回り、日本のそれ、これを比較していただきますと余りにも大きな違いがあり過ぎるわけですね。

配当性向率でも、ずつと見ていただければ、日本が三八でアメリカが七五、イギリスが八〇、こうなる。収益率もここに書いてあるとおり、平均利回りもこれ、これをまた詳細に書けば、この右の欄にあるとおりなのですね。こういうような配当性向の低さ、利回りの低さ、それから株価の収益率の高さ、これが再びキャピタルゲインを招く危険が多分にあるわけですね。

そのことは、配当と利息をそれぞれ百万ずつと仮定した場合、これが課税しようとなつておるかというのを下の欄にあらわしたわけですが、二千万円の方が、配当または利息を受けたときには、配当による税金は六百六十万円、利子による所得が百万の場合には六百三十万円と利息の方が安くつくのです。これは言うまでもなく、配当課税のの特例と、いま一つは利息は二〇%ですべて打ち切つてしまつたものだから、総合課税ではありませんで源泉課税で計算してあります。こういうところからも、配当を受けると課税上不利である、利息ならば有利である、こういう問題点もあり得るわけなんです。ですから、この際、今の株価の動きが妥当なのかどうか、どうしてまたこういうふうに動いておるのか。

それから、今公定歩合は二・五%という超低金利になつておるわけなんです。こういうときにこそ配当を引き上げ、そして配当による収益によつて銀行利息と同じような利益が受けられる、そういう水準にまで引き上げる指導、行政的な手

法を講ずることによつて債券市場の健全な発展を図つていくべきではなからうか、そうでない、今の株価の値上がり、これは妥当かどうかということを含めまして、また再びバブルに走る危険が危ぶまれるのではないか、こういう面を私は考えておるわけですが、それぞれ御答弁をいただきたい。

○小川(是)政府委員 二つのお尋ねがあつたかと存じます。現在の株価水準について第一点だと思ひます。

株価は、申すまでもなくさまざまな要因を背景にして自由な市場の需給関係で決まってくるものでございます。したがつて、この最近のところあるいは日々の株価の変動がどういう要因かというのは、あるいはその値動きが妥当かどうかということについては、私もコメントを申し上げるのは大変困難でございますし、適当でないだろうと思うわけでございます。

第二点といたしましては、株価の水準あるいは利益、配当、配当性向の問題でございます。数字につきましては、ただいま御指摘のあつたとおり、配当性向あるいは配当利回りといったようなものは我が国はかなり低い水準にございます。そこで、政府といたしまして、配当性向の向上等を通じて株式投資魅力を高めることが重要であると考えて、昨年度の総合経済対策におきまして、利益配分ルールを踏まえて、発行企業に対して今後とも配当性向の引き上げをお願いしているところでございます。

株価収益率が我が国の場合かなり高いではないかという御指摘でございますが、株価収益率というのは、企業の成長性であるとかあるいは減価償却等会計制度に左右されるところもございまして、一概に諸外国と比較するのは困難ではないかと思うわけでございます。例えば株価を決定する理論にいろいろなことが言われるわけでございます。単に配当だけではない、あるいは企業の一株当たりの利益で見るとか純資産額で見るとか、さまざまな議論があるわけでございます。ベース

になりますのはやはりその国のあるいは当該企業の将来にわたる成長性が決まってくるのではないのか、こんなふうに思われるのでございます。

○渡辺(嘉)委員 時間がなかったので終わりますし、何ですが、証券局長、今おっしゃったが、回りくどいいろいろな説明をされるけれども、株価収益率が、日本経済新聞で常に毎日出てきておりますが、あれによると六十から六十一なんです。ところが、これを国際的なベースに置き直してみても、今お渡ししたとおり日本の場合三十九なんです。四十に近いのですよ。よその国はみんな二十台なんです。また、二十台以下なんです。こういうことは既におかしいのです。

ですから、こういう点を直す努力をせずに放置しておくというふうなことは好ましくない。何としてもこの対応を考えて、そして健全な投資意欲を育成していく、助長していく、促進していく、このことが必要じゃないでしょうか。

○小川(是)政府委員 株価収益率というのは、一株当たりの利益で当該株価を割ったものでございす。したがって、一株当たりの利益が低いということは、株価収益率を同じ株価のもとでは高くするわけでございます。ただいまの水準が六十倍程度というの、一つは恐らくこの分母になります一株当たり利益を今の業況のもとで収益を見込んで計算をしているところから、今日こういう業績の悪いときにはどうしても高く出でくるといふこともあろうかと存じます。

しかし、御指摘のように、一株当たりの利益を上げる、つまり企業の収益を上げるといふことが、株価収益率、株価のほかに一番大事なところは、一株当たり利益、日本の企業の収益を上げるといふ点にある、そこで企業業績の回復が重要であるという御指摘はそのとおりであるというふうに存じます。

○渡辺(嘉)委員 終わります。

○藤井委員 井上義久君。

○井上(義)委員 最初に、国際開発協会への第十次増資の件につきましてお伺いをしたいと思います。

す。

今回、第十次増資、二十六億SDRということでございますが、趣旨はまことに結構だと思えますが、やはり問題は、先般世銀の業務評価局が出した一九九二年の業務評価報告書によりまして、世銀融資プロジェクトの三七％がいゆる不満足な結果であったということが明らかにされておるわけでございます。同報告書では、一九九一年までに完了した二百七十八件のプロジェクト、世銀の融資額としては百四十億ドルに上るわけでございす。これらについて、一九七〇年代に比べて一九八〇年代には満足の結果を得たプロジェクトの割合が大幅に減少している、その要因の一つとして、融資プロジェクトの質が低下しているということが指摘されているわけでございす。特に、満足の結果というところになりますと、いわゆる世銀、IBRD関係が六四・六％で、このIDAの関係が特に六二・七％と非常に悪いわけでございす。

世銀グループに出資をする、国際機関に出資をするということで大変重要なことだと思えますが、これは国民の血税であるということ、その国民の血税として出資されたお金が結果的に三七％は不満足であるという業務評価報告書が出ていふわけでございまして、この問題について、ただ単に出せばいいというふうなことは困るわけでございまして、どのようにこれを受けとめていこうとしようのか、お伺いしたいと思います。

○中平政府委員 ただいま御指摘がございましたように、私も、このIDAが特に貧しい国に対する支援を行うということで、その増資は極めて重要でございまして、資金を充実していくということが非常に重要であるということで今回お願いをしていふわけでございすけれども、おっしゃいますとおり、ただ出せばいいということではなくて、その資金が有効に使われる、そして所期の効果を上げるということが極めて重要なことは、ただいまお話があったとおりでございます。確かに、世界銀行の業務評価報告書におきま

で、世銀が融資をいたしました、これはIDAも含めてでございますが、プロジェクトにつきましても、コストに対してどれだけ収益を上げるのかという観点から評価を行っておりまして、ただいま御指摘のように、収益率が一〇％に達していないようなプロジェクトが全体の三七％に達している、そして御指摘のとおり、この数値が増加してきているというところは事実でございます。

それで、こういう状態になっている理由としては、一次産品価格が低迷いたしましたとかいったような外的な要因が極めて大きいわけでございすけれども、それに加えて、おっしゃいますように借入国がプロジェクトの準備、実施能力をさらに向上させる必要がある、あるいは世界銀行自体がプロジェクトの審査、管理能力を向上させる必要があるということが指摘されているわけでございす。まして、世界銀行自体、その中におきまして、どうすれば世界銀行、IDAの融資が所期の目的をより達成できるか、そして開発効果を向上させることができるかということについていろいろ内部で検討をしているわけでございす。

私もこのような検討がみずからイニシアチブによって行われているということは極めて健全なことであるというふうに考えておりまして、私どもとしても建設的にこのような世銀、IDAみずからの活動に協力をしたい、こういうふうな考えでいるわけでございす。

○井上(義)委員 先般、やはりこの世銀の増資のときに委員会、具体的にナルマダの問題を取り上げて、日本としてももう少し独自に、たとえ世銀の融資でやってもいゆるチェックをする、日本の独自の調査によってそれは是非というものを世銀に対しても明確にしていくべきじゃないかというのを申し上げて、そのときは問題がないという御答弁で、一月後に融資が中止になるといふようなことがあったわけでございまして、今回のこのいゆる業務評価局の業務評価という観点でも、例えば環境破壊とか強制移住の問題とか先住民の生活基盤の剝奪というような問題はこ

の報告書には評価をされていないわけでございまして、こういった環境的、社会的影響という視点をやはりきちっと加味した上で有効な世銀融資プロジェクトを行うべきであるというふうに考えるわけでございす。

今、世銀のみずからのイニシアチブによるそういう体制に協力するというところでございすけれども、日本として世銀のそういう具体的なプロジェクトについて、どういう形で物を言うのか、また言ってこられたのか、また今後さらにそういうことについて具体的に何か――またこれだけの増資をしてそれだけ出資比率も上がるわけですから、それに伴って当然発言力も拡大してくるわけでございまして、その辺のことをお答えいただければと思ひます。

○中平政府委員 先生今おっしゃいましたように、世界銀行が融資をするに当たって環境面あるいは地域住民への配慮、そういうものが極めて重要であるということばまさに御指摘のとおりであらうというふうに思っております。

私もこのODAの大綱の中でもそういうことを言っております。私どもの見解、この開発支援についての私どもの取り組みの姿勢、そういうものが世界銀行、IDAの融資においても反映していくように努力をしていく必要があるというふうに考えております。具体的には、私どもの理事が理事会に出ているわけでございまして、こういったような融資案件というのは理事会で審議をされるわけでございす。したがって、そのの理事会におきまして私どもの今申し上げましたような見解を主張し、そういう面への配慮ができるだけ行われるように見解を述べ、説得を試みる、そういうやり方でやってきているわけでございす。

○井上(義)委員 理事を通してそういう考え方を述べるということなんですけれども、やはり日本としての独自の例えば調査なり検討なり評価なりということもきちっとする体制がないと、抽象的に物を言っても、それは国際機関ですから、そん

なに簡単にそれについて検討する、考慮するといふようなことはなかなか難しいのじゃないかというふうな思ひでございまして、その辺の国内体制、独自の監査能力といいますが調査能力といふものはもううちよつときちつとしなければいけないのじゃないか。

あわせて、その問題と同じような問題なのですから、要するに日本のODAは相当な規模になつてゐるわけでございまして、これも国民の側から見ますと、果たしてこのODA資金というものが有効に使われているのか、予算執行が適正で、不正やむだがないかどうかということが非常に關心があるわけでございまして、先般も会計検査院が調査できる範囲で調査をして、おむね満足だけれども、五件程度、若干問題があるプロジェクトといふことについて報告があつて、本当にこれは全部調べたのもつともつともいろいろ問題があるのではないかとといふようなことも実際に考えられるわけでございまして。今、外務省による事後評価、内部監査が白書として出されておるわけですから、これも、より国民の理解が得られるような客観的な監査体制といふものをこのODAについてつくるべきではないかと思ふわけですが、いかがでしょうか。

○上田説明員 委員御指摘のとおり、外務省では評価を担当する評価室というところを設けてございまして、評価活動を行つて年次評価報告書を公表してゐるところでございまして。この際、従来から国内外の有識者によりまして、いわゆる第三者評価、それから他の供与国との合同の評価、それから援助を受けている側の、被援助国の関係者による評価も行ひまして、評価をできるだけ公正かつ客観的なものにするように努めてゐるところでございまして。

御指摘のとおり、ODAの大綱におきましても第三者による評価及び他の国との合同評価を含めた評価活動の充実ということがたわれておりますので、今後ともこういう方向で評価の充実それから客観的な評価に努めるといふ方針でござい

す。

○井上(義)委員 独立した監査体制、監査機構といふものを設けるべきではないかというものが私の主張している点でございまして、そういうものをつくるお考えがあるのかどうかということ、もう一つは、業務評価とは別に会計検査院的な、予算の執行にむだが本當になつたのかどうかというまた別な角度の監査といふもの、これは両面ないといふODAの適切な運用といふことが図られないのではないかと、いふふうに私は思ふわけですが、それでは、援助相手国の主権といふこともありますから、相手のところに乗り込んでいって会計検査をするといふことはもちろん難しいことであるわけですが、今行つておる現地調査の充実をするとか現地調査への協力あるいは会計報告の義務等を、例えば援助の締結のときに相手国と合意文書の形で取り交わすとかいふような形で、できるだけ主権を侵害しないような形で相手国も含めた監査ができる、そういう客観的な業務評価をするための第三者的な機関をつくる必要があるのではないかと、いふこと、もつと別な角度の会計検査といふものをやる必要があるのではないかと、この点についてはいかがでしょうか。

○上田説明員 御指摘の第三者的な機関による監査を行うべきではないかという点でございましてけれども、私も、私どもといたしましては、援助の評価の目的は、その援助案件が十分に効果が上がつていくかどうかといふことをもちろん確認したいとして、これをその後の援助の政策それから実施の面におきまして反映させていく、いわゆるフィードバックさせていくといふことを目的としてゐるといふふうに考えております。

したがしまして、これは他のいわゆる主要な援助供与国もそういう体制でございましてけれども、第三者機関という形ではなく、援助の担当の省庁あるいはその実施機関というのが評価を行つてそれをフィードバックしていくという体制で充実させていくといふことが適當ではないかといふふうに考えております。

○井上(義)委員 大臣、もう一つは、いわゆる議会によるチェックといふことをこれはぜひやるべきじゃないかと思ふのです。ODA資金そのものは非常に巨額でございまして、それから一件当たりのプロジェクトも非常に大規模なものがあるわけですから、例へば先ほど環境の問題あるけでございまして、例へば先ほど環境の問題あるいは住民移住の問題、やはり十万人規模で人が移動するなんというプロジェクトに対して日本がODA資金を使つて援助するといふようなこともあるわけではございませんか。

私は、国会が恒常的に経済協力を審議するような場を設ける、そういう中で特に大規模な援助プロジェクトについては、例へば我々にもNGOなんかを通していろいろな情報が入つてくるわけでございまして、大規模な援助プロジェクトについては事前に国民の意見を集約する場として議会で審議をする。もちろん最終的な決定はそれぞれの担当部局が行へばいいと思ふけれども、少なくとも国民の前できちつとした議論をしてやるといふようなことは必要なのじゃないか、私はこういうふうに思ふのですが、大臣いかがでございましょうか。

○林(義)国務大臣 援助問題のいろいろな話といふのは、大体外務省が各省の取りまとめをしてやつていくというのが今の政府の中のある方だと私は思ふのです。ただ、お話がありましたように、いろいろな点で援助についてチェックをしていくことといふのは、援助金額が非常に大きくなつてきていますし、また日本の、いわゆるODAだけじゃなくて、今度出ていますIDAの出資の問題とか世銀であるとか、いろいろなところについて金が出ていますから、そういったことが本當に適正に行われているかどうかといふのはやはり見なければいけません。私は最終的には日本は国会が見る話だと思ふのです。基本的には、ただし、国会にそれだけの手があるかどうかといふことになりまして、私はこれもなかなか一つの難しい問題もあるだろうと思ふのです。

算委員会にありましたときにその辺の議論を一通したことがあります。フィリピンやマルコス大統領がやめて、マルコス疑惑といふのがいろいろありましたが、どうするんだ、こうするんだと随分やつたことを、たしかこの中におられる先生方も覚えておられる方もあると思ひますけれども、そんな話がありました。そのときにありましたのは、日本から金を貸す、あるいはいろいろな融資をいたします。向こうの方の人に行つてゐるわけですから、それから先はやはり向こうの政府が監督するのが大それた、こういうことなんですね。日本政府が行つていきなり向こうの中で調べたり何かしたら、これまた向こうからすれば何事だ、金を貸してゐるのに後で調べに来てどうだといふような話は実際問題として出てくるのだらうと思ふのです。

そういったようなこともありますから、私は一般論としては先生のお話のようなことはよくわかるのですが、さあ具体的にどういふふうな形でどういふふうな人がどういふふうなチェックをするかといふのは、やはり少し考えてみなくてはならない問題だと私は思ふのです。

援助がこれだけ大きくなつてきていますし、日本の国際貢献といふものもあるわけですから、それがおかしな形になつたりよそから非難されるようなことになるのはやはりチェックをしていかなければならないといふことはわかりますが、さあ具体的にどうするかといふことはなると、少し勉強してみないと何とも言えないのじゃないかな、私は率直な考えを申し上げておきたいと思ひます。

○井上(義)委員 難しい問題はいろいろあると思ひますけれども、少なくとも国民の税金を使つてゐるわけですから、これがほかの子算執行であればもう大変厳しいチェックがあるわけではございまして、会計検査院の検査もある。このODAだけが聖域であるといふことは今後許されなくなつてゐると思ひますし、あわせて、やはり大きなプロジェクトについては、もちろんその国の政府が最終的に決めることであると思ひますけれども、

ども、例えば環境という問題、あるいは住民がたき山移動するという問題、そういう問題については、少なくとも日本としてきちっとした価値観を持って、国会の中でも援助をやる前にきちっと審議をして、最終的には国民の血税ですから、国民がある意味ではお金を貸すわけですから、国民の議論をきちっと踏まえてやるべきである。まずこういう基本的な原則に立って、具体的に、ではどういう仕組みをつくるかということを組み立てていくべきだ、このように思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それから、これに関連して、いわゆるNGOの途上国援助活動というのは、草の根レベルでの働きかけが可能であるとか、あるいは限られた地域への限定的なニーズにも対応できるとか、あるいは緊急時にも柔軟迅速に対応できるとか、非常に特色があるわけでございまして、政府によるODAを補充し得るような、そういう利点があるわけでございします。そういう意味で、このNGOの果たす役割は非常に大きくなっているわけでございしますけれども、日本の場合は欧米諸国に比べて組織、人材、財政等非常に基盤が脆弱であるわけですから、

そこで、政府によるODAとともに民間のNGOの活動を支援強化していくという観点から、NGOの独自性、主体性を十分配慮した上で、NGOの基盤整備を促進するために人件費とか通信費とか事務経費などの経常経費についても助成を考えるということが一つ。

それから、今いろいろNGOの関係者の人に聞きますと、いわゆるNGOの事業補助制度というのは、単年度制に基づく予算申請とか、四半期ごとの交付とか、非常に融通性とか効率性に欠けるというのです。そこで、NGOの特色を生かすために、NGOが企画する事業に対しては一括で助成するような包括助成制度を検討してはどうか。この二点、どうお考えでしょうか。

○上田説明員 御指摘のとおり、民間の援助団体、NGOの活動は近年非常に活発になってきており

まして、私どもといたしましても、これは国民各位の参加する形で国際協力という観点から極めて望ましいことだということからいろいろな形で助成しているところでもございまして、御指摘のとおり、NGOが途上国にみずから人を派遣していろいろな協力活動を行う場合には、具体的なプロジェクトごとに補助金を出しているわけでございします。

経常経費的なものについてもというお話でございしますけれども、その件につきましても、途上国で行います事業に直接必要となるような場合の事業管理費とか、あるいは人件費の一部等につきましては一定の範囲内で補助金が出ているところでもございします。

しかしながら、まさに御指摘のとおり、NGOの団体の維持そのものに関するような経費につきましても、NGOがまさにボランティア活動である、自主性を尊重してまいるべきだという観点から、その団体のそれぞれの御努力にまづものであつて、補助金の直接の対象というものにはなじまないのではないかとこのように考えております。

さらに、援助を円滑に進めるために包括的な形で何か補助金交付ということができないかという御指摘でございしますけれども、今ほど申し上げましたように、対象のプロジェクトを特定して交付していくということが予算執行上の観点から必要だということもございします。その中で、包括的な形でのいささか困難であろうというふうにも考えております。

しかしながら、これは、いろいろなNGOの方々から、事業計画が途中で変更になったりすることが多々ございします。そういう場合につきましても、できる限り柔軟な対応で、事業の途中でも変更してあるいはさらにお認めするというような形もとっているところでもございします。

○井上(義)委員 NGOのそういう自主性を損なわないという意味で経常経費に支出するのはいかげんものか、こういうお答えなんですけれども、

日本におけるNGOの基盤というのは非常に脆弱で、今後の日本の国際貢献ということを考えていくと、できるだけこのNGOというものを育成していかなければいけない、こういう観点から、その自主性を損なわないようなやり方で何とかこういう経常経費も含めてぜひ考えていただきたい、このように要望しておきたいと思ひます。

それから、関税定率法の関係で、税関職員の問題、処遇改善の問題について一点御要望しておきたいと思ひます。

税関の皆さんの仕事というのは、近年の著しい国際化の進展に伴って旅客、輸出入貨物が非常に増大しているということで、税関の税としての仕事も急速に増大している。もう一方で、社会悪物品の密輸などが増大している、関としての仕事も増大し、また複雑化していることから、税関職員の定員の問題それから処遇改善の問題は最重要で取り組んでいかなければ将来に禍根を残す、こういうふうにも思ひます。

平成五年度で百七十一人増員が予定されておるようでもございしますけれども、今後、関西空港あるいは成田空港拡張、国際航空便の地方進出なども考えられて、大幅な行政需要が予想されるわけでもございします。税関の職員の皆さんの仕事というのは非常に専門的な要素がありますので、かなり中長期の展望に立った定員の確保というものをしななければいけないのではないかとこのように思ひます。

それからまた、週休二日制などがなかなかじみにくいということで、そういった面での問題とか職場環境などの整備とか、こういった面についても十分な処遇改善を図るべきであると思ひます。でございますけれども、大蔵省としてのこの問題に対する考えをちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○米澤政府委員 先生御指摘のとおり、税関の仕事は質、量ともに大変難しい、そしてまた大量の仕事を抱えているところでございします。先ほど仙谷委員にもお答え申し上げましたとおり、厳

しい行財政事情の中ではございしますけれども、そうした税関業務の重要性というものにかんがみまして、私どもも最大限の努力をいたしまして、要員の確保、処遇の改善、それから職場環境の整備ということに努めてきているところでございします。

ちよつと具体的に申し上げますと、定員につきましては、今先生がおっしゃいましたとおり、五年度におきまして百七十一人の純増を認めていただきました。それからまた、処遇改善につきましても、級別定数を拡大して上位級をふやしていく、やはり専門的な知識というものが報われるようにということでもございします。それからまた、犯則取締手当てといったようなものについてその対象を拡大する。それから、職場環境の維持につきましても、独身寮の新設であるとか更衣室、休憩室の新設など、できるだけのことをやつてまいりました。今後とも一層努力してまいりたいと思ひます。

○井上(義)委員 最後に、皮革・革靴の関税割り当て数量を今回改正するわけでございしますけれども、日本の靴産業というのは、従業員九人以下の事業所が全体の七〇％以上という実態が示しております。非常に零細企業が非常に多くて、経営基盤とか競争力が弱いというのが私どもが認識している実情でございします。

今回の関税割り当て数量の改正に伴ってこれらの零細な業者の皆さんに大変大きな影響があると考えられるわけでございまして、国内産業の保護、また自立という観点からどのような対策を講じておられるのかお聞きしておきたいと思ひます。

○上野説明員 先生御指摘のように、我が国の皮革・革靴産業をめぐる状況といえますのは、大変厳しいものがございします。そういう点にかんがみまして、私ども通産省といたしましても、特に御指摘のありましたような零細な企業に配慮をいたしまして巡回指導あるいは需要の開拓、それから情報提供、技術者研修などの各種の振興対策をこれまでもきめ細かく、かつ強力に推進をいたし

てきたところでございます。

具体的には、例えば一般会計予算におきましては、大差激しい財政事情、もう御承知のとおりでございますが、毎年増額に努めております。平成五年度予算におきましても三億三千万円を計上をいたしております。例えばその内容の一つとして例を挙げますと、皮革産業に属する零細な企業を対象にいたしまして品質管理などの技術知識に関するきめ細かな指導、相談及び普及を目的としました巡回指導事業などを実施をいたしておるところでございます。今後とも皮革産業の置かれました状況を十分認識いたしまして、皮革産業の一層の発展のため各種の施策を強力かつきめ細かく推進してまいりたいと存じております。

○井上(義)委員 以上で終わります。

○藤井委員長 正藤成二君。

○正藤委員 私を持ち時間が非常に限られておりますので、今も出ましたが、皮革・革靴の関税制に当て制度について質問させていただきますかと思ひます。

東京地方の履物工組合協議会が、「首都東京の地場産業・靴産業を断固守るために 革靴の関税制(ＴＱ)制度の維持・強化等を求める要請書」というのを提出しております。その中で、

東京の代表的な地場産業である皮革・靴産業は、長い歴史をもった伝統的な産業であり、台東区浅草を中心に東京東部一帯と東武線、常磐線沿線の一定地域で集中して生産されておりますが、いまこの皮革・靴産業は、昭和六十一年四月からの革靴輸入自由化以降、大量の外国からの革靴の輸入と最近のバブル不況が重なって、深刻な事態に直面しております。

こう言っております。そして、ＴＱ制度に移行した

が、これ以降外国からの革靴の輸入が急増し、平成三年度にはＴＱ製品及びＴＱ外品目であるスポーツ靴の名目で輸入される革靴、またパーツ等を含めると、約二千七百九十万足という膨大な数量に達しており、国内産業にきわめて重大

な影響を投げかけています。

いすれにしてもこれ以上の輸入の増大は、日本の靴産業を崩壊の淵に追いやり、この産業で働く十万人の労働者、家内労働者及び家族を含め三十数万人を路頭に迷わせる深刻かつ重大な結果を招くこととなります。

こう言った上、従業員九人未満の事業所が全体の七〇％以上という実態が示すように、零細な企業が多いといふ多く、経営基盤、競争力が弱いのが実情です。そのうえこの産業の従事者は、夫婦二人で無権利・無保障の劣悪な状態で働く家内労働者(職人)が非常に多く、また高齢化もすすんでいま

す。すでに、わが国の靴・履物の輸入量は、国民消費量の三五％に達しており、ＥＣ諸国に遜色ない輸入大国となっております。このまま推移すると数年後には国内消費量の二分の一以上が外国の履物で占められるであろうと予測されていま

す。こういうように悲痛な声を上げております。そこで大蔵省当局、特に関税局長に伺いたいと思ひますが、例えば靴職人の工資、一足当たり七百五十円を最近では百円、つまり一五％も切り下げられたり、倒産の規模が大きくなって中規模の業者が倒産したり、メーカーの倒産で靴職人が工賃未払いに追い込まれて、多い人では去年八月から百四十万円の未払いが残るなどの事態もあると言われております。九二年度のＴＱ枠、約五百

八十万足は日産二百足のメーカー換算で約百社分に相当します。一社当たり製甲、底づけの労働者十五名と計算すると、外国製革靴のＴＱ枠分だけで千五百名の労働者の仕事量に相当します。今度の法案に盛り込まれた九三年度のＴＱ枠の対前年度百十六万足増分だけで三百人の労働者の仕事が完全に失われるということになりますし、影響を受ける範囲はその数倍以上ということになります。

で、去年私の質問に対し吉田関税局長は、関税局発行の「関税と税関のてびき」のＴＱ制度の説明を肯定されまして、需給調整方式ですね、つまり「一次税率が適用される数量は原則としてその物品の国内需要量から国内生産量を差し引いた数量です」という、その関税局の「関税と税関のてびき」を基本的に認められました。こういう零細業者の多い革靴のＴＱ制度に対してこそ需給調整方式という原則を適用して、その一次枠をどんどん増大させる。五、六年前に導入したときは年間一〇％ずつと言っていたのが一五％に、一七％になり、今では二〇％ずつ増大しております。そういう状況では零細な企業はやっていけないんじゃないですか。だから、今こそ需給調整方式というのを守るべきではないですか。答えてください。

○米澤政府委員 お答え申し上げます。

昨年の委員会で前吉田関税局長がお答え申し上げましたのは、先生御指摘のように、この大蔵省のパンフレットでございます。「関税と税関のてびき」と申しますのは、税関の仕組みを一般的に御理解いただくために比較的簡略に書きましたパンフレットでございます。関税制に当て制度というのとは「原則として」と書いてございます。「実はいわゆる需給調整方式、今先生がおっしゃったような意味のものが非常に多いでございます。ところが、関税制に当て制度というのとはガットでも一條ガットの十三条に一項しかございせん、関税制に当て制度の具体的な仕組みについて国際的なコンセンサスがないわけでございます。現実問題として、日本におきましては大体今先生がおっしゃいました需給調整方式のものが多くございまして、一と一というふうにお答え申し上げておりますが、法律上この皮革・革靴についてはほかの我が国の関税制に当て品目とは異なり、法定基準数量を法律で決めた上で、これをもとに具体的な割り当て数量を政令で決める形となっているものでござい

ます。しかしながら、この具体的な数量の決定につきましては、物資所管省でおられます通産省におかれまして、国際的な要請と国内の事情といったもの

のを十分勘案されてぎりぎりの選択として判断されたものというふうには承知いたしております。

○正藤委員 通産省。

○上野説明員 お答えをいたします。

皮革・革靴のＴＱ制度の一次税率枠についてでございますけれども、毎年度関税率審議会にお諮りをしていただいております。また国会の議決を経て決めるわけでございます。その際、私もまたいたしましては、先ほど来先生御指摘のありましたように国内の厳しい産業事情を勘案し、また他方で、現在進行中のウルグアイ・ラウンドなどにおきまして諸外国から市場アクセスの改善というものを大変強く要求されておるといふ国際的な観点も勘案をし、慎重に決定しているところでございます。

○正藤委員 何が慎重ですか。そのことで皮革関係、履物組合の人は悲痛な声を上げておられるじゃないですか。

今これは東京の例だけ言いましたが、私の大阪でも皮革関係の産業は地場産業で非常に大きな役割を果たしてございますし、何よりも同和地区の基幹産業だということを知っております。その今までの虚けられてきた人が一生懸命仕事をしています。その状況が、何が慎重にやっていたか。慎重にやうて、毎年毎年、導入するときは一〇％までと言いつながら二〇％も一次割り当てをふやして、だから二次割り当てでなんか利用しなくても一次割り当てでどんどん入ってきているじゃないですか。おまけに、私は去年実物を持ち込んで示しましたが、スポーツ製品だということでも千五百万足以上も入ってきておる。ここに持つてきました。スポーツ製品だということについては「スポーツ活動用として製造した履物で」というようにまくら言葉に書いてあるけれども、スポーツなんかと関係なく、サラリーマンなどとかあるいはブルーカラーが通勤でも全部使っているじゃないですか。何が慎重ですか。

法務省にも伺いますが、おまけに、若い優秀な外国人労働者、韓国人が多いのですが、観光ビザで入国して三、四カ月間休みもなしに目いっぱい働いて、それで稼いで金を持って本国へ帰るというのをやっていますから、三、四カ月ともかく働けばいいというから日曜日も土曜日も休まない、夜も休まない、小さなアパートなんかで一生懸命仕事をするというので、太刀打ちできない。六十人のメーカーで外国人が十五人というケースもございいます。観光ビザで入ってきてこういうことをやっている。法務省はその実態を把握していますか。東京なんかでは物すごくふえているのですよ。

○大久保説明員 御説明申し上げます。

当省の電算統計に基づきます推計によりますと、平成四年十一月一日現在で、観光目的などで入国後不法に残留している韓国人は三万七千四百九十一名おります。それで、これらのほとんどの者が不法に就労していると見られております。そして、先生のおっしゃった台東区とか荒川区などにおきましては製靴工場等の中小企業がございまして、昨年も台東区内の製靴工場で稼働していた韓国人不法就労者を摘発した事例がございました。その後も同様の不法就労事案があるものと想定されます。そこで、今後その実態調査を一層進めていきたい、こういうふうに考えております。

○正森委員 そういふ状況の上に部分品の輸入が物すごくふえているのです。部分品の輸入だけで約九百万足分に相当する、こう言われております。こういう部分品の輸入についても何らかの対策をとる必要があるのじゃないですか。

○上野説明員 お答えをいたします。

靴の部分品の輸入につきましては、先生御指摘のとおりここ数年増加をいたしてまいりました。業界でもこの問題を大変重要視しているというふうなことは承知をいたしております。直近の数字を見ますと、九二年、昨年は若干減少、数字で見ますと対前年比四・一％減というふうになっております。

最近の部分品の輸入につきましては、いろいろ要因は考えられますけれども、その中に国内産業の専門技術者の高齢化、あるいはそれに伴う人材難といった要因もございいます。今後ともこの靴の部分品の輸入につきましては動向に十分注意をしましてまいりたいと考えております。

○正森委員 そんなことを言うけれども、TQ制度について今度、二次枠については税率六〇％を四〇％に下げる、値段は四千八百円を四千三百円にするという上に、新聞報道によりますと、在ジュネーブの日本政府筋は、それでもまだ足りないで、さらに検討の必要が出てきたというふうなことを言っているのですよ。これ以上まだ下げるつもりですか。

それで、アメリカはどんなことをやっているかという、傍若無人で、大体、TQ制度を本件について導入するために代償措置が必要だというのが、代償措置で百九十九品目の関税を引き下げたのです。さらにアルミの関税率を引き下げて、全部で五百億ドル規模の関税を失うような代償措置をとったのです。それなのにアメリカは満足しないので、皮革・革靴に対して四〇％の関税引き上げを行い、これがずっと今でも六年も続いているのですよ。そのために我が国の履物の対米輸出は、八五年千三百萬ドルから現在九十萬ドル、皮革では六百萬ドルから現在十萬ドル、十分の一から六十分の一に激減しているのですよ。それでもまだ足りないと、まだ関税を引き下げるとか、一次枠をふやせとか、そういうことを言っている。

それで、同和関係の労働者がどういふ状況にあるか、アンケート結果を言うてみましょうか。十時間以上十二時間未満働いているのがアンケートの回答では二三％、十二時間以上十四時間未満が四四・八％、十四時間以上十六時間未満が一七・七％、この三つで八五％以上を占めているのです。それだけ一生懸命働いているから、健康に不安があるという人が九五％を超えているのです。そういう零細企業に対して血も涙もないやり方じゃないか、私はこのことを主張せざるを得ないという

ことで、これ以上譲歩するなどというのはとてもないことだということを申し上げておきたいと思ひます。

それで、残念ながら時間が参りましたので、私はIDAについて質問しようと思ひましたが、質問する時間がないので、討論のかわりにIDA許したいただきましただけで、討論のかわりにIDAについての若干の意見を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

我が党は、我が国初め先進諸国が発展途上国を経済的に援助すること及び国際援助機関等に十分な資金を拠出して発展途上国の国民に役立つ援助を行うこと自体に反対するものではなく、むしろそれを積極的に進めるべきだと考えております。

しかし、IDA一億ドル、世銀二億ドルの融資を行っているインドのサルダル・サロバル・プロジェクトでは、ダム建設のために十万人が、さらにかんがい運河の建設のために五万人が立ち退かされるにもかかわらず、移住と補償の問題が未解決のまま融資協定を締結して工事を強行、六千人の大行進など周辺住民の決死の抗議行動が展開され、日本政府はこのプロジェクトへの海外経済協力基金の追加融資を見合わせているが、世銀グループは融資を中止していません。

また、世銀によつて勧められる制度改革及び政策変更、特にIMFによつて課せられる国際収支安定化プログラムを策定することが融資条件、いわゆるコンディショナリティーとされ、輸出の促進、公的支出の削減、資金のカット、緊縮財政の採用などが押しつけられることにより、かえって借入国の国民経済の破綻を招く実例が続出してあります。世銀自身の一九九二年業務評価報告書も、「貧困層を益するはずのプロジェクトが、往々にして、富裕層を潤すことになっている」となど

について触れ、我が国の海外経済協力基金も、世銀との定期協議の場で、「民営化による効率性の向上が常に最善の処方箋となるわけではなく、国ごとの実情の違いを十分に踏まえた使い分けが必要である。この点で世銀の構造調整アプローチは

あまりにも一本調子であるといわざるを得ない」と文書で指摘しているぐらゐであります。

こうした世銀グループの実情をもちらしている主要な原因の一つは、IDAの投票権が米日英独仏の任命理事国で四二・四％、それにカナダ、イタリア、オランダ、スウェーデンを加えると五二・六％を占めるなど、先進国主導の意思決定方式になつておるところに大きな原因があります。

我が党は、こうした国際援助機関のあり方を抜本的に改革して、真に途上国民の利益になる援助活動を展開することを主張する立場から、本法案には現段階では反対せざるを得ないことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○藤井委員長 中井治君。

○中井委員 関税法案について、二つお尋ねをいたします。

もう既に先ほど同僚議員から出ましたが、税関職員の数等を見ましても、一九七八年に八千人余り、ピークでありまして、現在は七千五百八十一名。昨年、関西国際空港等ができるということとでかなり増員になったようでありまして、仕事が増える一方の中でのなかなか大変であろうかと考えております。

特に、ついせんだって、元阪神タイガースの江夏投手が覚せい剤で逮捕されました。一時は勝新の、勝新太郎のパンツ事件というの有名なになりましたが、ああいう事象を見ますと、かなり麻薬がじわじわと日本の社会に浸透しておる。アメリカのようにならないように、もちろん警察にも頑張ってもらわなければならないけれども、水際で食い止める、そういう意味では専門官、こういったものを育てなければならぬ。

同時に、世界じゅうの方々に来ていただきますから、窓口での第一印象。そうすると、やはり語学だと思ふのです。英語の研修あるいは中国語、韓国語、こしはロシア語の研修も入ったと聞いておりますが、例えばスペイン語なんかはやっておられない。こういったことを含めたこの税関職員の待遇あるいは教育、人数、こういったことを

もともと切つて進めていかなければなら
ないと思うのですが、いかがですか。

○米澤政府委員 先生御指摘のとおり、税関の仕
事というのは質、量ともにますます大切になつて
きているという自覚を持っております。それに対
応いたしまして、私どもの職員の方も質、量とも
に充実していかなければならない。定数というこ
とになりますと、これは厳しい全体の定員事情も
ございまして、行財政事情もございまして、全
く税関のエゴで私どもの欲しいだけというわけに
はなかなかまいりません。

しかし、少しでも税関の仕事の難しさというこ
とが、関係御当局の御理解を得て、増員を少しで
も余計認めていただけるよう努力したところでご
ざいますし、たびたび当委員会の附帯決議におい
てもお励ましをいただいたところでございます
し、その結果が実りまして、ことし百七十一人と
いう画期的な増員を認めていただいたということ
に大変感謝している次第でございます。

それで、質の方でございますけれども、これは、
私も世界にもかなり誇ることでござりまする研
修所を持っておりますし、しかも、その研修所の所長と
いうのは関税局長自身が兼務しているというほど
の力の入れようの研修所でございます。そして、
まず、高卒といひますか、三種職で採用されまし
た職員につきましては、九カ月間、柏で合宿の研
修をいたしておりますし、その中には、英語が第
一外国語で、そのほか中国語、韓国語、そしてこ
とからはロシア語を選択に加えて第二外国語を
やる。

それから、何も一遍研修が終わって配属されれ
ばそれでよいというところではございませんで、
あらゆる段階、中堅の段階、さらに幹部になる
段階、いろいろな段階で専門的な研修も積み重ね
ているところでございます。今後とも一層、質、量
ともに充実を図ってまいりたいと思ひます。

○中井委員 今回の法案はかなりの簡素化が盛り
込まれて、私どももスピードアップという意味で
も大いに賛成であります。数年前に旅客の携帯品

の簡素化も行われました。しかし、飛行機等に
乗つて、あるいは私どもも後援会の人たちと一緒
に旅行しましても、なかなかあれがわかりにくい。
もう少しPRの仕方というものを御工夫いただけ
ないか。

あるいは同時に、承りますと、例えばワシント
ン条約というのが結ばれて、象牙等は輸入しては
ならない、買つてはいけないということはおわか
りいただけているのですが、日本人の大変好きな
漢方薬、これは動物性のものからとられた漢方薬
というものはワシントン条約にひかかるものは
かなり多い。その漢方薬だけではなしに、この間
NHKの職員さんがオオカミまで入れようとした
などというばかばかしい事件までありました。も
う少しPRとか、あるいは大勢の旅客に簡単に理
解できる、そういう工夫が要るのじやないかと私
は思ひますが、いかがですか。

○米澤政府委員 先生御指摘のとおり、関税関係
の法令というのは非常に複雑でございます。それ
から、やはり環境保護というような問題あるいは
武器の拡散を防ぐといったようないろいろな要請
が、水際での出入りのチェックに責任として課さ
れておるものでございまして、なかなか簡単に
一口で御説明しにくい部分がいっぱいございま
す。

ただ、それにいたしましても大勢の方々、特に
余りふだん輸出入ということにかかわつておられ
ない一般の旅客の方々に對してはPRが大切だと
いうふうに十分思つておりまして、特に難しいの
はワシントン条約関係でございまして、まずワ
シントン条約といふものがあるのだということか
ら御理解いただかなければなりません。

具体的には、例えば広報のパンフレットの「通
関案内」という中に、もちろん麻薬はいけません
それから、こういふものは簡易税率で持ち込めま
すとか、お酒は三本までは無税ですといふような
ものに加えて、ワシントン条約でこういふもの
はいけませんといふたもので盛り込んだパン
フレットをつくつております。それからまた、通

産省の方でもパンフレットをつくつていただいで
おりまして、これをいろいろな、例えば旅行代理
店でありますとか一般の方々の目に触れるような
ところに大量に配布いたしております。

それから、これもまた御批判をいただいたことが
あるでございまして、空港の出国ロビー、
それから税関の資料展示室、これも、成田、伊丹だ
けではなくて地方空港にもできるだけこうした展
示をして、こういうものはいけないのですという
ものを目で見てわかつていただくようにという工
夫もしているつもりでございます。

それから、飛行機の中でビデオ、これは航空空
社の御協力を得まして、飛行機の中でワシントン
条約に関するビデオを放映していただくというよ
うなことでいろいろPRに努めているところでご
ざいますけれども、これで百点満点ということば
ございせん。次々と工夫を凝らして、できるだ
けPRの拡大に努めてまいりたいと思ひます。

○中井委員 IDAの出資に関する法案に入りま
す。

こういう国際金融関係の出資の法案になります
と、私も聞くのですが、お金だけはどうもどん
出していくのですが、日本人職員というのが一向
ふえてこない。総裁をとつたり副総裁をとつたり
理事をとつたりされておりますが、大体大蔵省か
ら行かれて二年か四年で戻つてこられる。ここら
が、金だけ出してなかなか日本の発言というもの
は出てこない最大のものと私は思ひます。

欧米の人が低開発国を見る目と日本人が低開発
国を見る目は違ふ。同時に、環境面で日本は世
界一何かと苦勞しながらやつてきておる。ここで
ノウハウといふものはもつと出せる。あるいは日
本の国会は、大体武器をよその国へ売つてはいるよ
うな国あるいは防衛費をふやうな国へ余り援
助を出したくない、こういう思いも持つておる。
それだけ相手に相手の事情がありますから、余り
きちん、きちんとできないことは承知していま
すが、日本人がこういう関係機関へもつと出
ていって、出資したお金にふさわしい発言力を

持つて世界平和、世界経済の安定、こういうもの
に寄与すべきだと思ひます。もつとこの職員をふ
やす工夫というのはないのか。

私どもはいろいろな若い方に会いますと、こう
いふ関係機関で働くといふのはどうだと言つた
ら、やりたいといふ人はいっぱいおります。しか
し、どうやっていいのか、どうやって資格がとれ
るのか、いろいろと問題もあらうかと思ふのです。
もつとも職員をふやしていくという工夫、そ
のことによつて発言力をふやしていくのだ、こう
いふ発想を持たないのかどうか、お尋ねをいたし
ます。

○中平政府委員 ただいま御指摘ございましたよ
うに、私どもは世界銀行、あるいはIDAも一緒
でございまして、その他アジア開発銀行等に出資
をだんだんふやしてきておりまして、そういう意
味での貢献をしてきていくわけでございまして、
でも、こういう資金面での貢献だけではなくて、
御指摘のように人的な貢献といふのは極めて重要
であるといふふうに考えております。

したがいまして、日本人の職員数が出資等に比
べて大変少ないということについて私どもも全く
同様の問題意識を持つておりまして、これがふえ
るよういろいろな形で努力を続けてきており
ます。世界銀行等のリクルートのいろいろな形
の広報、そういったものに私どもも積極的に協力
をしておりますし、我々もいろいろな形でPRに
努めているわけでございまして、ただいま
御指摘がありましたように、なかなかふえてま
いりません。徐々にふえてきていくことは事実で
ございまして、徐々によつていくことは事実で
ございまして、いかにいかにという現実がございま
す。

これは高度の専門知識と語学能力というのが両
方要るというやうなことがありまして、そういう
人材は日本でも非常に引つ張りだになるといふ
やうなことで、国際機関で働いていただきた
いわけですから、なかなか働いていただけない。
最近では、円高というやうなこともありまして、
必ずしもドルで外国で受け取る条件が日本に比

てよくないというようなこともありますし、また我が国の雇用慣習との関係で、海外に長期にわたって勤務することが難しいといったようなこともありまして、なかなか思うようにはいきません。

私どもとしては、今御指摘のありましたような点を全くそのとおりと思ひますので、今後ともいろいろな形で努力をしてまいりたいと思ひますし、また日本の雇用の形態を踏まえた採用もしてもらうように向こうにも働きかけていきたい、こういうふうに思っております。

○中井委員 もう一つ、ODAの額もアメリカを抜いて世界一になろうとしております。アメリカのODAは六割くらいがイスラエルとエジプトに行つてしまふ。ロシアへ残りの大半が行つておる。そういう意味ではもう世界一のODAに対する貢献をしておると私は思ひます。

それはそれで結構なものでありますが、その中で財投のお金が日本のいろいろな政府関係機関を通じて使われていると思ひます。トータル的にこの財投で使われているお金というのはどのくらいになりますか。

○藤井(感)政府委員 平成五年度の、現在御審議をいただいております予算をベースにして我が国のODAの予算額を事業規模ベースで申し上げますと、一兆九千億程度でございます。それで、この一兆九千億の事業規模のうち、先生がおっしゃいます財投の入っている部分としましては、海外経済協力基金の行つております円借款がございまして、その円借款用の財源として七千七百億円の財政投融資計画を組んでおります。

○中井委員 財投というのは返してもらわなければならぬお金だと思ふのです。トータルでいくと三兆円か四兆円くらいもう財投から海外援助で出ています。そして、なかなか返つてこないで繰り延べになつておるものもある。債務国が苦しくなつてカットだ何だといつても、日本は財投を使つてからカットしたり捨てたりできない、繰り延べならぬ、こういう形でやりくりをしているけれども、本当はなかなかこれは大変なこと

ではないかなと思ひます。

よその国でこんな財投的なお金を使っている国というのはあるのか。もし日本だけだとしたら、本当にODAの中身、先ほどから環境問題等が出ましたけれども、本当に確実に利益を上げて返つてくるチェック、ここらをもっと考えなければならぬんだと思ふのですが、いかがですか。

○藤井(感)政府委員 今申し上げましたように、財政投融資計画の金がODAとして使われている部分は海外経済協力基金の円借款の財源でございます。我々としても、先生のおっしゃるやうに、これは有償資金であり、安全確保でなければいけないわけでございます。その点は肝に銘じておるところでございます。海外経済協力基金の事業の案件承諾というやうなタイミングのもとで、事業計画の妥当性とか借入国の債務返済能力とかそういうものを十分チェックして円借款の決定をしておるということでございます。

また、現実には返済困難となりました国もございしますが、そういう債務問題を抱えております国に対する救済策として、パリ・クラブを通じたりスウェーデンやとおりでございます。

ただ、これも当該国に対する国際的な支援体制を確認しながら慎重に行われておるところでございます。我々としては、リスクによつて債務は一たん繰り延べられるものの、将来における返済は確保されているというふうな考えでございまして、よろしくお祈りいたします。

○中井委員 先ほどロシアのときにもちよつと申し上げたのですが、本当に相手の実情にあった援助、そして金を出す分日本も、何も感傷することはないのですけれども、やはり実際の運用がうまくいくように発言をしていく、こういうためにありとあらゆる努力をやつていただくことを重ねて要望いたします。質問を終わります。

○藤井委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○藤井委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに両案について採決に入ります。

まず、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○藤井委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○藤井委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、石原伸晃君外三名から、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、公明党、国民会議及び民社党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。仙谷由人君。

○仙谷委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 世界経済における我が国の立場を踏まえ、多角的自由貿易体制の維持・強化と世界経済の安定的な発展に引き続き貢献するとの観点から、ウルグアイ・ラウンドが成功裡に終結するよう努力すること。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢に対処するとともに、国内産業、特に農林水産業及び中小企業への影響に十分配慮しつつ、国民経済の観点に立つて国民生活の安定に寄与するよう努めること。

一 国際化の著しい進展等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴い、より適正で迅速な通関に加え、麻薬、覚せい剤、銃砲、不正商品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの一層の強化が国際的、社会的要請になつて

重点的な運用に努めるとともに、今後とも税関職員の特種な職務を考慮して、中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げます。

○藤井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○藤井委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。林大蔵大臣。

○林(義)国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと存じます。

○藤井委員長 次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○藤井委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤井委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○藤井委員長 この際、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○藤井委員長 御異議なしと認めます。よって、日笠勝之君を理事に指名いたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十時十二分散会

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「第三十六條の五」を「第三十六條の六」に、を削る。

第三十一條の三第一項及び第二項第一号の改正規定中「第三十一條の三第一項中」「第三十七條、」を「から第三十七條まで、」に改め、同条第二項第一号を「第三十一條の三第二項第一号」に改める。

第三十四條第一項の改正規定を削る。

第三十四條の二第一項及び第二項第十六号の改正規定中「第三十四條の二第一項中」「第三十七條、」を「から第三十七條まで、」に改め、同条第二項第十六号を「第三十四條の二第二項第十六号」に改める。

第三十五條第一項の改正規定を削る。

第三十六條の二の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定を次のように改める。

第三十六條の二第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に、「除く、」を「除く。以下この条において同じ。」に改め、同条第二項中「年の」を「譲渡の日の属する年の」に改める。

第三十六條の三の見出し並びに第三十六條の五

の見出し及び同条の改正規定並びに第二章第四節第七款の二中第三十六條の五の次に一条を加える改正規定を削る。

第三十七條の五第一項及び第三十七條の六第一項第三号の改正規定を削る。

第四十一條第一項、第四項及び第五項の改正規定を次のように改める。

第四十一條第一項中「所得税法の施行地」を「国内」に改める。

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

(関税率法の一部改正)

第一条 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「付表簡易税率表」を「付表第一」に、「簡易税率表によること」を「同表によること」に改め、同条第二項第三号中「前項の簡易税率表」を「別表の付表第一」に改める。

第三条の二の次に次の一条を加える。

(少額輸入貨物に対する簡易税率)

第三条の三 第三条の場合において、次条から第四条の八までの規定により算出される輸入貨物の課税標準となる価格(数量を課税標準として関税を課する貨物(以下「従量税品」という。))にあつては、これらの規定に準じて算出した価格をいうものとする。第六条、第七條、第九條の二第一項及び第二項並びに第十四條第十八号において同じ。の合計額が十

万円以下の輸入貨物(本邦に輸入する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸入する貨物を除く。以下この項において同じ。))に対する関税率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、別表の付表第一による。ただし、当該輸入貨物を輸入しようとする者(当該輸入貨物が郵便物である場合にあつて

は、当該郵便物の名あて人が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第二項第一号及び第二号に掲げる貨物並びに本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表第二の税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める。

める貨物には適用しない。

第六條中「(数量を課税標準として関税を課する貨物(以下「従量税品」という。))にあつては、」を「(数量を課税標準として関税を課する貨物(以下「従量税品」という。))にあつては、」に改め、同条の八までの規定に準じて算出した価格。次条、第九條の二第一項及び第二項並びに第十四條第十八号において同じ。」を削る。

別表第二七〇・〇〇号中	B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を 超えるもの	C 温度一五度における比重が〇・九二七三を 超えるもの	B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を 超えるもの	C 温度一五度における比重が〇・九二七三を 超えるもの	を
	一キログラムにつき四二〇円	一キログラムにつき四六〇円	一キログラムにつき四二〇円	一キログラムにつき四六〇円	

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を
超えるもの

一キログラムにつき四二〇円

に改める。

別表の付表中「簡易税率表」を「入国者の輸入貨物に対する簡易税率表」に改め、同表を別表の付表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

付表第二 少額輸入貨物に対する簡易税率表(第三条の三関係)

番号	品 目	税 率
(1)	別表第二二〇八・二〇号又は第三二〇八・九〇号の(一)に掲げる物品	一リットルにつき二二〇円
(2)	別表第二二〇八・三〇号に掲げる物品	一リットルにつき一五〇円
(3)	別表第二二〇八・九〇号の(二)に掲げる物品	一リットルにつき一四〇円
(4)	別表第二二〇四・一〇号から第二二〇四・二九号まで、第二二〇五・一〇号又は第二二〇五・九〇号の二に掲げる物品	一リットルにつき一〇円
(5)	次に掲げる物品 別表第二二〇八・四〇号又は第三二〇八・五〇号に掲げる物品 別表第二二〇八・九〇号の(二)に掲げる物品のうち ウォッカその他の蒸留酒	一リットルにつき五〇円

(6) 別表第二二〇三・〇〇号に掲げる物品 (7) 次に掲げる物品 別表第二二〇四・三〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二、第二二〇七・〇〇号又は第二二〇八・一〇号の二に掲げる物品 別表第二二〇八・九〇号の二に掲げる物品のうち ウォッカその他の蒸留酒以外のもの 別表第二二〇八・九〇号の二の(二)又は(四)に掲げる物品	一リットルにつき六円 一リットルにつき四〇円
次に掲げる物品 (1) 別表第〇九〇一・二二号、第〇九〇一・二三号、第〇九〇二・一〇号又は第〇九〇二・二〇号の二に掲げる物品 別表第〇九〇二・三〇号に掲げる物品のうち 紅茶以外のもの 別表第〇九〇二・四〇号の二に掲げる物品のうち 紅茶以外のもの 別表第二二類に掲げる物品 (2) 別表第三五〇三・〇〇号に掲げる物品のうち ゼラチン(写真用のものを除く)及びにかわ(魚膠及びアイシンググラスを除く) (3) 別表第四三〇二・三〇号に掲げる物品のうち ドロップスキン 別表第四三・〇三項に掲げる物品	二〇% 一五%
次に掲げる物品 (1) 別表第三三類に掲げる物品 (2) 別表第三五類に掲げる物品(第二号の品目の欄に掲げるものを除く) (3) 別表第三九類に掲げる物品 (4) 別表第四四類に掲げる物品(第四四二・一九〇号に掲げる物品のうち竹製のくしを除く) (5) 別表第五二類に掲げる物品 (6) 別表第五四類に掲げる物品 (7) 別表第五五類に掲げる物品 (8) 別表第五六類に掲げる物品 (9) 別表第六三類に掲げる物品	五%

(10) 別表第六五類に掲げる物品 (11) 別表第七〇類に掲げる物品(第七〇・一八項に掲げるものを除く) (12) 別表第七一類に掲げる物品 (13) 別表第九〇・〇三項又は第九〇・〇四項に掲げる物品 (14) 別表第九六類に掲げる物品 次に掲げる物品 (1) 別表第二九類に掲げる物品(第二九〇五・四四号及び第二九一八・一四号に掲げるもの、第二九一八・一五号に掲げるもののうちくえん酸カルシウム、第二九二二・四二号の一に掲げるもの並びに第二九四〇・〇〇号に掲げるもの(糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩を除く)を除く) (2) 別表第三〇類に掲げる物品 (3) 別表第三八類に掲げる物品 (4) 別表第四八類に掲げる物品 (5) 別表第六九類に掲げる物品 (6) 別表第八二類に掲げる物品 (7) 別表第八三類に掲げる物品 (8) 別表第九四類に掲げる物品 (9) 別表第九五類に掲げる物品 前各号に掲げる物品以外の物品	三% 一〇%
---	----------------------

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

第三条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第四条を削る。

第五条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同号の一の(四)のA若しくはB」を「同号の一の(四)」に、「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条を第六条とする。

第七条の二第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条を第七條とする。

第七条の三第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第三項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「第七條第三項ただし書」を「第六條第三項ただし書」に改め、同条を第七條の二とする。

第八条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第九条から第十條の二までの規定中「第六條」を「第五條」に、「第七條第一項」を「第六條第一項」に、「第七條の三第一項」を「第七條の二第一項」に改める。

第十一條第一項中「第六條」を「第五條」に、「第七條第一項」を「第六條第一項」に、「第七條の第三項」を「第七條の第二項」に、「第七條第四項」を「第六條第四項」に、「第七條の第二項」を「第七條第一項」に改める。

第十二條第一項中「第七條第四項又は第七條の第二項」を「第六條第四項又は第七條第一項」に改める。

別表第一中「第七條の四」を削る。

別表第一(A)第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項を削る。

別表第一(A)第〇二・〇六・一〇号中 一 ほほ肉及び頭肉 六〇% を削る。

別表第一(A)第〇二・〇六・二九号中 一 ほほ肉及び頭肉 六〇% を削る。

別表第一(A)第〇二・〇四・二三号の次に次の一号を加える。

一 一〇四・二三 とうもろこしのものうち
コーンフレークの製造に使用するもの 一六・二%

別表第一(A)第〇二・〇四項の次に次の一項を加える。

一 一〇五 ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット 二〇%

別表第一(A)第〇二・〇五号中 (d) その他のもの 六〇% を削る。

別表第一(A)第二七・〇〇号中「で、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの」

(ii) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油
(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(iii) その他のもの 一キロリットルにつき二、七七〇円

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超え〇・九二七三以下のもの

(1) 製油の原料として使用するもの 一キロリットルにつき三、一五〇円

(2) その他のもの 一キロリットルにつき二、五八〇円

(i) 共通の限度数量以内のもの

を

(ii) その他のもの 一キロリットルにつき三、七五〇円

C 温度一五度における比重が〇・九二七三を超えるもの

(1) 製油の原料として使用するもの 一キロリットルにつき三、一五〇円

(2) その他のもの 一キロリットルにつき二、五二〇円

(i) 共通の限度数量以内のもの

(ii) その他のもの 一キロリットルにつき三、七五〇円

(ii) その他のもの 一キロリットルにつき二、七七〇円

1 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

2 その他のもの 一キロリットルにつき三、七五〇円

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

(1) 製油の原料として使用するもの 一キロリットルにつき三、一五〇円

(2) その他のもの 一キロリットルにつき二、五四〇円

(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

(ii) その他のもの 一キロリットルにつき三、七五〇円

別表第一(A)第四一・〇四項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に、「一八、〇〇〇平方メートル」を「一三七、〇〇〇平方メートル」に、「七〇七、〇〇〇平方メートル」を「八四八、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第一(A)第四一・〇五・二〇号中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に、「六二、〇〇〇平方メートル」を「七〇四、〇〇〇平方メートル」に改める。

平方メートル」に改める。

別表第一(A)第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正を伴う経過措置)
第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、ポテトフレーク等の関税率の引下げ、重油の関税割当制度の廃止等を行うとともに、平成五年三月三十一日に適用期限の到来する関税の減免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税暫定措置法について、少額輸入貨物に対する簡易税率制度を新設する等のため関税率法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

11 前各項の規定により出資することができる金

額のほか、政府は、協会に対し、四千七百十五億九百七十四万円の範囲内において、出資することができ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に応ずるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員會議録第三号中正誤

ベ	段	行	誤	
二	三	買	取	正
元	三	元	つ	ぶ
三	四	末	基	底
				規定

平成五年四月一日印刷

平成五年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局